

た書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を求めることができる。この場合において、当該市町村は、厚生労働省の命令で定めるところにより、当該書面の交付の求めを行つた世帯主に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行つた世帯主に対しては当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するものとす

世帯主は、その世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに、市町村にその旨を届け出なければならない。

号) 第二十二条から第二十四条まで、第二十五条、第三十三条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出があつたとき(当該届出に係る書面に同法第二十八条の規定による付記がされたときに限る。)は、その届出と同一の事由に基づく第一項又は前項の規定による届出があつたものとみなす。

前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出及び被保険者の資格に関する確認に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

特別会計
第十一条 都道府県及び市町村は、国民健康保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、それぞれ特別会計を設けなければならぬ。
(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

(二)の法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第

一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要な事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。」を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののはか、国民健康保険事業の運営に関する事

項（第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。
4 前三項に規定するもののほか、第一項及び二項に定める協議会に關して必要な事項は、政令で定める。

第三章 国民健康保険組合

第一節 通則

(組織)

第十二条 削除

3 2 1
当該組合の区域内に住所を有するものを組合員として組織する。
前項の組合の地区は、一又は二以上の市町村の区域によるものとする。ただし、特別の理由があるときは、この区域によらないことができる。
第一項の規定にかかわらず、第六条各号（第八号及び第十号を除く。）のいずれかに該当する者及び他の組合が行う国民健康保険の被保険者である者は、組合員となることとする。

者である者は、組合員とみなすことができる。ただし、それ者の世帯に同様号（第十号を除く。）のいずれにも該当せず、かつ、他の組合が行う国民健康保険の被保険者でない者があるときは、この限りでない。

が行う国民健康保険の被保険者でないものは、当該組合の組合員となることができる。
(人格)

(名称)
第十五条 組合は、その名称中に「国民健康保険組合」という文字を用いなければならない。
組合以外の者は、「国民健康保険組合」という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

い。
(住所)
第十六条 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。
(設立)
第十七条 組合を設立しようとするときは、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けなければならない。

規約を作成し、組合員となるべき者三百人以上の同意を得て行うものとする。

3 都道府県知事は、第一項の認可の申請があった場合においては、あらかじめ、次の各号に定める組合の区分に応じ、当該各号に定める者意見を聴き、当該認可の申請に係る組合の設により、当該組合の地区をその区域に含む都府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康

一 その地区が一の都道府県の区域を越えない組合 当該組合の地区をその区域に含む市村の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ）

二 その地区が二以上の都道府県の区域にまたがる組合 当該組合の地区をその区域に含む市町村（第一項の認可の申請を受けた都道府県知事が統括する都道府県内の市町村による）の市町村長及び当該組合の地区をその区域に含む都道府県の都道府県知事（当該可の申請を受けた都道府県知事を除く。次において「他の都道府県」という。）前項の規定により、他の都道府県知事が意を定めるに当つては、あらかじめ、当該

（規約の記載事項）
組合は、設立の認可を受けた時に成立する（規約の記載事項）
組合の規約によれば、次の各号に掲げる事項を規定する。
（第一項の認可の申請をする市町村の区域に含む市町村による申請の場合は、その市町村の長の意見を聴かなければならない。）の市町村長の意見を聴かなければならぬ。

項を記載しなければならない。

五四 組合員の加入及び脱退に関する事項
六五 被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項
七 六 事項
八 五 役員に関する事項
九 四 組合会に関する事項

八 保険料に関する事項
九 準備金その他の財産の管理に関する事項
十 公告の方法
十一 前各号に掲げる事項のほか厚生労働省
で定める事項

(被保険者)

第十九条 組合員及び組合員の世帯に属する
は、当該組合が行う国民健康保険の被保険者

第二十一条 組合が行う国民健康保険の被保険者は、当該組合の組合員若しくは組合員の世帯に属する者を除く。ただし、第六条各号（第十号を除く。）のいずれかに該当する者及び他の組合が行う国民健康保険の被保険者は、この限りでない。
前項の規定にかかるわらず、組合は、規約の定めるところにより、組合員の世帯に属する者を包括して被保険者としないことができる。
(資格取得の時期)

（資格喪失の時期）
同町へ、
属する者となつた日又は第六条各号（第十号を除く。）のいずれにも該当しなくなつた日若しくは他の組合が行う国民健康保険の被保険者でなくなつた日から、その資格を取得する。

第二十一条 組合が行う国民健康保険の被保険者は、組合員若しくは組合員の世帯に属する者でなくなつた日の翌日又は第六条各号（第九号及び第十号を除く。）のいずれかに該当するに至つた日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、組合員又は組合員の世帯に属する者でなくなつたことにより、都道府県等が行う国民健康保険又は他の組合が行う国民健康保険の被保険者となつたときは、その日から、その資格を喪失する。

組合が行う国民健康保険の被保険者は、第六条第九号に該当するに至つた日から、その資格を喪失する。
(準用規定)

届出及び被保険者の資格に関する確認についての規定を準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第五項中「世帯主」とあるのは「組合員」と、同条第一項及び第五項中「市町村」であるのは「組合」、同条第二項中「世帯主」とあるのは「組合員」と、同条第二項中「世帯主」とあるのは「組合員」とする。

あるのは「組合」と同様第一項、「七種三
と」とあるのは「組合員と」と、同項及び同項
第四項中「世帯主は」とあるのは「組合員は
と、「当該世帯主が住所を有する市町村」とあ
るのは「組合」と「当該市町村」とあるのは

3 理事及び監事は、規約の定めるところにより、組合員のうちから組合会で選任する。ただし、特別の事情があるときは、組合員以外の者のうちから組合会で選任することを妨げない。	4 理事及び監事の任期は、三年をこえない範囲内において、規約で定める。
（役員の職務）	
第二十四条 理事は、規約の定めるところにより、組合の業務を執行し、及び組合を代表する。	組合の業務は、規約に別段の定がある場合を除くほか、理事の過半数で決する。
（理事の代表権の制限）	組合の業務は、規約に別段の定がある場合を除くほか、理事の過半数で決する。
第二十四条の二 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。（理事の代理行為の委任）	理事会は、組合の業務の執行及び財産の状況を監査する。
第二十四条の三 理事は、規約又は組合会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。（仮理事）	監事は、組合の業務の執行及び財産の状況を監査する。
第二十四条の四 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。（利益相反行為）	監事は、組合の業務の過半数で決する。
第二十四条の五 組合と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、都道府県知事は、利害關係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。（理事の専決処分）	（理事の専決処分）
第二十五条 組合会が成立しないとき、又はその議決すべき事項を議決しないときは、理事は、都道府県知事の指揮を受け、その議決すべき事項を処分することができます。組合会において議決すべき事項の規定による処分をする場合において、組合会が成立しないとき、又は組合会を招集する暇がないときは、理事は、その後最初に招集される組合会に報告しなければならない。（組合会）	（組合会）
2 組合会議員が、その定数の三分の一以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を組合に提出して組合会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつて足りる。	組合会議員は、規約の定めるところにより、組合会議員の定数は、組合員の総数の二分の一を下らない範囲内において、規約で定める。ただし、組合員の総数が六百人をこえる組合にあつては、三十人以上であることをもつて足りる。
3 前二項の規定による処分については、理事は、その後最初に招集される組合会に報告しなければならない。	組合員が、組合員のうちから選挙する。
（組合会）	組合会議員は、規約で定める。組合員が、組合員の任期は、三年をこえない範囲内において、規約で定める。
2 組合会議員は、各自一箇の選挙権を有す（選挙権及び議決権）	組合員は、各自一箇の議決権を有する。（組合会の議決事項）
3 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならぬ。（組合会の権限）	次に各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。（組合会の権限）
4 組合会議員は、各自一箇の議決権を有す（清算人）	組合会議員は、各自一箇の議決権を有する。（清算人）
2 組合は、組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査することができる。（組合会の権限）	組合会は、組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査することができる。（組合会の権限）
3 組合会議員は、各自一箇の議決権を有す（裁判所による清算人の選任）	組合会議員は、各自一箇の議決権を有する。（裁判所による清算人の選任）
4 第三十一条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十一条の規定は、組合について準用する。（解散）	組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせることができる。
2 第三十二条 組合は、次の各号に掲げる理由により解散する。（解散）	組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせることができる。
3 第三十二条の八 第一百八条第四項又は第五項の規定による解散命令の際に就職した清算人による解散命令の届け出を除き、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日を都道府県知事に届け出なければならない。（清算人の届出）	組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせることができる。
2 第三十二条の七 清算人は、破産手続開始の決定及び第一百八条第四項又は第五項の規定による解散命令の際に就職した清算人による解散命令の届け出を除き、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日を都道府県知事に届け出なければならない。（清算人の届出）	組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせなければならない。（清算人の届出）
3 第三十二条の六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により解散命令の届け出を除き、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日を都道府県知事に届け出なければならない。（清算人の届出）	組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせなければならない。（清算人の届出）
2 第三十二条の五 前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。（清算人の選任）	組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせなければならない。（清算人の選任）
3 第三十二条の四 組合が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は組合会において理事以外の者が選任したときは、この限りでない。（清算人）	組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせなければならない。（清算人）
2 第三十二条の三 解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。（清算人）	組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせなければならない。（清算人）
3 第三十二条の二 組合と特定の組合会議員との関係について議決をする場合には、その組合会議員は、議決権を有しない。（清算人）	組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせなければならない。（清算人）
2 第三十二条の一 組合会議員は、各自一箇の議決権を有す（清算人）	組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせなければならない。（清算人）
3 第三十二条の九 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出に必要な一切の行為をすることができる。（債権の申出の催告等）	組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせなければならない。（清算人）
2 第三十二条の八 清算人の職務は、次のとおりとする。（清算人の職務及び権限）	組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせなければならない。（清算人）
2 第三十二条の七 現務の結了	組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせなければならない。（清算人）
2 第三十二条の六 債権の取立て及び債務の弁済	組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせなければならない。（清算人）
2 第三十二条の五 残余財産の引渡し	組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせなければならない。（清算人）
2 第三十二条の四 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。（債権の申出の催告等）	組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせなければならない。（清算人）
2 第三十二条の三 要するに、清算人が、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。（この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。）	組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせなければならない。（清算人）
2 第三十二条の二 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付	組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせなければならない。（清算人）
2 第三十二条の一 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付	組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせなければならない。（清算人）

減ぜられたときは、同条第一項に規定する保険医療機関等があつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第四十四条第一項第一号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。)の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保險者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、市町村及び組合は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

第四十二条の二 前条第一項の規定により一部負担金を支払う場合には、同項の一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

第四十三条 市町村及び組合は、政令で定めるところにより、条例又は規約で、第四十二条第一項に規定する一部負担金の割合を減ずることができること。

2 前項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、市町村又は組合が開設者の同意を得て定める保険医療機関等について療養の給付を受ける被保險者は、第四十二条第一項の規定にかかるわらず、その減ぜられた割合による一部負担金を当該保険医療機関等に支払うをもつて足りる。

3 第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられた場合において、被保險者が前項に規定する保険医療機関等以外の保険医療機関等について療養の給付を受けたときは、市町村及び組合は、当該被保險者が第四十二条第一項の規定により当該保険医療機関等に支払った一部負担金との差額を当該被保險者に支給しなければならない。

4 前条の規定は、第二項の場合における一部負担金の支払について準用する。

第四十四条 市町村及び組合は、特別の理由がある被保險者で、保険医療機関等に第四十二条又是前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を探ることができる。

1 一部負担金を減額すること。

2 一部負担金の支払を免除すること。

3 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2 前項の措置を受けた被保險者は、第四十二条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保險者にあつては、当該減額された一部負担金を保険医療機関等に支払うをもつて足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保險者にあつては、一部負担金を保険医療機関等に支払うことを要しない。

第四十五条 市町村及び組合は、療養の給付に関する費用を保険医療機関等に支払うものとし、組合に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に關し被保險者(第五十七条に規定する場合にあつては、当該被保險者の属する世帯の世帯主又は組合員)が当該保険医療機関等に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。

2 前項の療養の給付に要する費用の額の算定については、健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定めの例による。

3 市町村及び組合は、都道府県知事の認可を受け、保険医療機関等との契約により、当該保険医療機関等において行われる療養の給付に関する第一項の療養の給付に要する費用の額につき、前項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定めをすることがができる。

4 市町村及び組合は、保険医療機関等から療養の給付に関する費用の請求があつたときは、第四十条に規定する準則並びに第二項に規定する額の算定方法及び前項の定めに照らして審査した上、支払うものとする。

5 市町村及び組合は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を都道府県の区域とする国民健康保険団体連合会(加入している都道府県、市町村及び組合の数がその区域内の都道府県、市町村及び組合の総数の三分の二に達しないものを除く)又は社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に委託することができる。

6 国民健康保険団体連合会は、前項の規定及び健康保険法第七十六条第五項の規定による委託を受けて行う診療報酬請求書の審査に関する事務のうち厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に係るものを、一般社団法人又は一般財團法人であつて、審査に関する組織その他の事項につき厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして厚生労働大臣が指定するものに委託することができる。

第四十五条の二 厚生労働大臣又は都道府県知事は、療養の給付に関する費用の請求に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四十五条の三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、療養の給付に要する費用の請求に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

7 前項の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に係る事務の委託を受けた者は、当該診療報酬請求書の審査を厚生労働省令で定める要件に該当する者に行わせなければならない。

8 前項に規定するもののほか、保険医療機関等の療養の給付に関する費用の請求に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四十七条から第五十一条まで 削除

(入院時食事療養費)

第五十二条 市町村及び組合は、被保險者(特定長期入院被保險者を除く)が、自己の選定する保険医療機関について第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養費を支給する。ただし、当該世帯主又は組合員が当該被保險者について第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養につき健康保険法第八十五条规定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする)から、同項に規定する食事療養標準負担額(以下単に「食事療養標準負担額」という。)を控除した額とする。

3 被保險者が保険医療機関について食事療養を受けたときは、市町村及び組合は、当該被保險者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該保険医療機関に支払うべき食事療養に要した費用について、入院時食事療養費として当該世帯又は組合員に對し支給すべき額の限度において、当該世帯主又は組合員に代わり、当該保険医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、世帯主又は組合員に對し支給すべき額の支給があつたものとみなす。

5 保険医療機関は、食事療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした世帯主又は組合員に對し、厚生労働省令の定めるところにより、領收証を交付しなければならない。

6 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで及び第四十五条の二の規定は、保険医療機関について受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に必要な技術的読替えは、政令で定める。

て、その資格を喪失した際現に療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る指定療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に規定する指定居宅サービスをいう。(療養に相当するものに限る。)、特例居宅密着型介護サービス費に係る居宅サービス(同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。)若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養費に相当するものに限る。)、地域密着型介護サービス費に係る居宅サービス(同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。)若しくはこれに相当するものに限る。)、地域密着型介護サービス費に係る居宅サービス(同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。)若しくはこれに相当するものに限る。)、施設介護サービス費に係る指定地域密着型介護サービス(同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)若しくはこれに相当するものに限る。)、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。)若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。)、特例施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第五十三条第二十六項に規定する指定施設サービスをいう。)若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス(同法第八条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。)若しくはこれに相当するものに限る。)、施設介護サービス費に係る指定施設介護サービス(同法第八条第一項に規定する指定施設介護サービスをいう。)若しくはこれに相当するものに限る。)、訪問看護療養費の支給又は移送費の支給を受けることができる。

前項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受けることができる。

前項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受けることができる。

災害補償保険法（昭和二十一年法律第五十号）の規定による療養補償給付、複数事業労働者療養給付若しくは療養給付、国家公務員灾害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）。他の法令において準用する場合を含む。）の規定による療養補償、地方公務員灾害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）若しくは同法に基づく条例の規定による療養補償その他の法令で定める法令による医療に関する給付を受けることができるとき、又はこれらの法令以外の法令により国若しくは地方公共団体の負担において医療に関する給付が行われたときも、同様とする。

2 市町村及び組合は、前項に規定する法令による給付が医療に関する現物給付である場合において、その給付に関して一部負担金の支払若しくは実費徴収が行われ、かつ、その一部負担金若しくは実費徴収の額が、その給付がこの法律による療養の給付として行われたものとした場合におけるこの法律による一部負担金の額（第四十三条第一項の規定により第四十二条第一項の一部負担金の割合が減ぜられているときは、その減ぜられた割合による一部負担金の額）を超えるとき、又は前項に規定する法令（介護保険法を除く。）による給付が医療費の支給である場合において、その支給額が、当該療養につきこの法律による入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費又は移送費の支給をすべきものとした場合における入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費又は移送費の額に満たないときは、それぞれその差額を当該被保險者に支給しなければならない。

3 前項の場合において、被保険者が保険医療機関等について当該療養を受けたときは、市町村及び組合は、同項の規定により被保険者に支給すべき額の限度において、当該被保険者が保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。ただし、当該市町村又は組合が第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合を減じているときは、被保険者が同条第二項に規定する保険医療機関等について当該療養を受けた場合に限る。

4 前項の規定により保険医療機関等に対しても支払われたときは、その限度において、被保険者に対し第二項の規定による支給が行われるものとみなす。

第五十七条 一部負担金の支払又は納付、第四十三条第三項又は前条第二項の規定による差額の支給及び療養費の支給に関しては、当該疾病又は負傷が世帯主又は組合員でない被保険者に係るものであるときは、これらの事項に関する各本条の規定にかかわらず、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が一部負担金を支払い、又は納付すべき義務を負い、及び当該世帯主又は組合員に対して第四十三条第三項若しくは前条第二項の規定による差額又は療養費を支給するものとする。

(高額療養費)

第五十七条の二 市町村及び組合は、療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養(食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。)に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第五十六条第二項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額(次条第一項において「一部負担金等の額」という。)が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額療養費を支給する。ただし、当該療養について療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。

(高額介護合算療養費)

第五十七条の三 市町村及び組合は、一部負担金等の額(前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額(同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額(同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)とときは、世帯主又は組合員に対し、高額介護合

療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）並びに同法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）、介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金（以下「流行初期医療確保拠出金」という。）の納付に関する事務を含む。）の執行に要する費用を負担する。

市町村が被保険者の全部若しくは一部についての一部負担金に相当する額の全部若しくは一部を負担することとしている市町村が属する都道府県に対する前項の規定の適用については、同項第一号に掲げる額は、当該一部負担金の割合の輕減又は一部負担金に相当する額の全部若しくは一部の負担の措置が講ぜられないものとして、政令で定めるところにより算定した同号に掲げる額に相当する額とする。

国は、第一項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、都道府県に対し、被保険者に係る全ての医療に関する給付に要する費用の額に対する高額な医療に関する給付に要する費

その他の医療に要する費用の適正化（以下「医費適正化」という。）等に係る都道府県及び該都道府県内の市町村の取組を支援するため政令で定めるところにより、都道府県に対し予算の範囲内において、交付金を交付する。
（都道府県の特別会計への繰入れ）

第七十二条の二 都道府県は、都道府県等が行国民健康保険の財政の安定化を図り、及び当都道府県内の市町村の財政の状況その他の事に応じた財政の調整を行うため、政令で定めところにより、一般会計から、算定対象額の分の九に相当する額を当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければな
い。

都道府県は、政令で定めるところにより、第一項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。

第七十二条の三 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五第三項に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険

の財政の安定化を図るため、政令で定めるところにより、都道府県に対し、当該都道府県内の市町村による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要

用の割合等を勘案して、国民健康保険の財政に与える影響が著しい医療に関する給付として政令で定めるところにより算定する額以上の医療に関する給付に要する費用の合計額（第七十二条の二第二項において「高額医療費負担対策負担額」という。）の四分の一に相当する額を員額とす。

2 都道府県は、前項に定めるもののほか、政
で定めるところにより、一般会計から、高額
療費負担対象額の四分の一に相当する額を当
都道府県の国民健康保険に関する特別会計に
り入れなければならない。

3 2 保険に関する特別会計に繰り入れなければならぬ。
　　国は、政令で定めるところにより、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。
　　都道府県は、政令で定めるところにより、第

する費用（第七十三条第一項、第七十五条の二第一項、第七十六条第二項及び第一百四条において「療養の給付等に要する費用」という。）並びに当該都道府県による高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金（以下「前期高齢者納付金」という。）及び同法の

（國庫負担金の減額）
第七十一条 都道府県又は当該都道府県内の市町村が確保すべき収入を不适当に確保しなかつた場合は、国は、政令で定めるところによりて是を追徴する。
（この規定による追徴額は、前項第一号の四分の一に相当する。）

(市町村の特別会計への繰入れ等)
第七十二条の三 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者について条例で定めるところにより行う保険料の減免課又は地方税法第七百三十条の五第一項に規定する国民健康保険税に基づき被保険者とする国民健康保険税の減免について政令を定め得る。

一項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。

規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用について、次の各号に掲げる額の合算額の百分の三十二を負担する。

り、前条の規定により当該都道府県に対して負担すべき額を減額することができる。
2 前項の規定により減額する額は、不當に確保しなかつた額をこえることができない。
(調整交付金等)

係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して令で定めるところにより算定した額を当該市村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入なければならない。

2 れ町政健康
めるところにより、一般会計から、所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に開設する特別会計に繰り入れなければならない。国は、政令の定めるところにより、前項の規

2 陰について、都道府県及び当該都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、政令で定めるところにより、都道府県に対して調整交付金を交付する。
前項の規定による調整交付金の総額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

都道府県は、政令の定めるところにより、
項の規定による繰入金の四分の三に相当する
を負担する。

（特定健診検査等）による費用の負担）
額を負担する。
（特定健診検査等）による費用の負担）
額を負担する。
都道府県は、政令の定めるところにより、第一項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。

要する費用の額の合算額から第七十二条の三
第一項の規定による繰入金及び第七十二条の三
第四第一項の規定による繰入金の合算額の二分
の一に相当する額を控除した額

一 第七十一条第一項第一号に掲げる額（同条第二項の規定の適用がある場合にあつては、同一項目の規定を適用して算定した額）及び同条第三項第二号に掲げる額の合算額の見込額の総額（次条第一項において「算定対象額」といふ。）の百分率にして四百三十の額

ついて条例で定めるところにより行う保険料減額賦課又は地方税法第七百三十三条の五第二項規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案

第七十二条の五 国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、当該都道府県内の市町村による高齢者の医療の確保に関する法律第二十二条の規定による特定健康診査（第八十二条第一項において単に「特定健康診査」という。）及び同法第二条各の見書きによる手帳の発行・保管等に

納付に要する費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、これを控除した額）
第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合を減じて市町村又は都道府県若しくは

二 第七十二条の三第一項の規定による繰入金及び第七十二条の四第一項の規定による繰入金の合算額の総額の四分の一に相当する額は、第一項に定めるもののほか、被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進

2 て政令で定めるところにより算定した額を当市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰入れなければならない。

2 国は、政令で定めるところにより、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負する。

(第八十二条第一項及び第八十六条において「特定健康診査等」という。)に要する費用のうち政令で定めるもの(次項において「特定健康診査等費用額」という。)の三分の一に相当する額を負担する。

都道府県は、政令で定めるところにより、一般会計から、特定健康診査等費用額の三分の一に相当する額を当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。（組合に対する補助）

第七十三条 国は、政令の定めるところにより、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用について、次の各号に掲げる額の合算額を補助することができる。

一 次に掲げる額の合算額に組合の財政力を勘案して百分の十三から百分の三十二までの範囲において政令で定める割合を乗じて得た額

イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額から、当該合算額のうち組合特定被保険者（健康保険法第三条第一項第八号又は同条第二項ただし書の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者をいう。口において同じ。）に係る額として政令の定めるところにより算定した額（以下この条において「特定給付額」とい

ロ 前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額から、当該費用の額のうち組合特定被保険者に係る費用の額として政令の定めるところにより算定した額（以下この条において「特定納付費用額」という。）を控除した額）

第七十三条の二 出産育児一時金の支給に要する費用（健康保険法第一百一条の政令で定める金額（第五十八条第一項の規定に基づく条例又は規約で定める金額が、同法第一百一条の政令で定める金額に満たないときは、当該条例又は規約で定める金額とする。）に係る部分に限る。）の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第百二十四条の四第一項の規定により支払基金が都道府県又は市町村による専門的な見地から、当該都道府県内の市町村による保険給付の適正な実施を確保し、国民健康保険保険給付費等交付金をもつて充てる。

第七十四条 国は、第六十九条、第七十条、第七十二条、第七十二条の二第二項、第七十二条（国の補助）において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

二 特定給付額及び特定納付費用額のそれぞれに特定割合を乗じて得た額の合算額

前項第二号の特定割合は、百分の三十二を下回る割合であつて、健康保険法による健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用を含む。）に対

する国の補助の割合及び組合の財政力を勘案して、特定給付額及び特定納付費用額のそれぞれについて、政令で定めるところにより算定した割合とする。

第四十三条第一項の規定により一部負担金の全部について、その一部負担金に相当する組合員の全部又は一部を負担することとしている組合に対する第一項の規定の適用については、同項第一号イに掲げる額及び特定給付額は、当該一部負担金の割合の輕減又は一部負担金に相当する額の全部若しくは一部の負担の措置が講ぜられないものとして、政令の定めるところにより算定した同号イに掲げる額及び特定給付額に相当する額とする。同項の補助の額を増額することができ

る。

4 国は、第一項の補助をする場合において、政令の定めるところにより、組合の財政力等を勘案して、同項の補助の額を増額することができる。

（出産育児交付金）

第七十三条の二 出産育児一時金の支給に要する費用（健康保険法第一百一条の政令で定める金額（第五十八条第一項の規定に基づく条例又は規約で定める金額が、同法第一百一条の政令で定める金額に満たないときは、当該条例又は規約で定める金額とする。）に係る部分に限る。）の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第百二十四条の四第一項の規定により支払基金が都道府県又は市町村による専門的な見地から、当該都道府県内の市町村による保険給付の適正な実施を確保し、国民健康保険保険給付費等交付金をもつて充てる。

第七十四条 国は、第六十九条、第七十条、第七十二条、第七十二条の二第二項、第七十二条（国の補助）において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 健康保険法第百五十二条の三から第百五十二条の五までの規定並びに高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定は、出産育児交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定めた請求及び指定訪問看護事業者が第五十四条の二第九項の規定により行つた請求その他の当該市町村による保険給付の審査及び支払に係る情報（当該市町村が、その保険給付に関する事務を国民健康保険団体連合会又は支払基金に委託

する条の三の三第二項、第七十二条の四第二項、第七十二条の五第一項及び第七十三条に規定するもののほか、予算の範囲内において、保健師に要する費用についてはその三分の一を、国民健康保険事業に要するその他の費用についてはその一部を補助することができる。

第七十五条 都道府県及び市町村の補助及び貸付）

第七十五条 都道府県及び市町村は、第七十二条の二第二項、第七十二条の三の二第三項、第七十二条の三の三第三項及び第七十二条の四第三項に規定するもののほか、国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等（以下「流行初期医療確保拠出金等」という。）の納付に要する費用を含む。）に対し、補助金を交付し、又は貸付金を貸し付けることができる。（国民健康保険保険給付費等交付金）

第七十五条の二 都道府県は、保険給付の実施その他国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図り、及び当該都道府県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、政令で定めるところにより、条例で、当該都道府県内の市町村に対し、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する療養の給付等に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用について、国民健康保険保険給付費等交付金を交付する。

第七十五条の三 都道府県は、広域的又は医療に関する専門的な見地から、当該都道府県内の市町村による保険給付の適正な実施を確保し、国

した場合（次条において「事務委託の場合」という。）にあつては、当該委託された事務に関し、国民健康保険団体連合会又は支払基金が保有する情報を含む。）の提供を求めることができる。

第七十五条の四 都道府県は、当該都道府県内の市町村による保険給付がこの法律その他関係法令の規定に違反し、又は不当に行われたおそれがあると認めるときは、理由を付して、当該市町村（事務委託の場合にあつては、当該委託を受けた国民健康保険団体連合会又は支払基金を含む。）に対し、当該市町村による保険給付について再度の審査を求めることができる。

第七十五条の五 市町村又は国民健康保険団体連合会若しくは支払基金は、前項の規定による再度の審査の求め（以下「再審査の求め」という。）を受けたときは、当該再審査の求めに係る保険給付について再度の審査を行い、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

2 市町村又は国民健康保険団体連合会若しくは支払基金は、前項の規定による再度の審査の求めに係る保険給付の全部又は一部を取り消さない場合であつて、当該保険給付がこの法律その他関係法令の規定に違反し、又は不当に行われたものと認めるとき（当該再審査の求めに基づく審査が第八十七条第一項に規定する国民健康保険診療報酬審査委員会（第四十五条第六項の規定により国民健康保険団体連合会が診療報酬請求書の審査を行つた者を含む。）又は社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項に規定する審査委員会若しくは同法第二十一条第一項に規定する特別審査委員会において行われたとされ）に委託した場合において、当該診療報酬請求書の審査を行つた者を含む。）は、当該市町村に対し、当該保険給付の全部又は一部を取り消すべきことを勧告することができる。

2 都道府県は、前項の規定による勧告を行つた当つては、あらかじめ、当該市町村の意見を聴かなければならぬ。

交付金の額から当該保険給付（当該勧告に係る部分に限る。）に相当する額を減額することができる。

第七十五条の七

る費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を含む。）に充てるため、政令で定めるところにより、条例で、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）ごとに、当該都道府県内の市町村から、国民健康保険事業費納付金を徴収するものとする。

市町村は、前項の国民健康保険事業費納付金を納付しなければならない。

（保険料）

第七十六条 市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を含む。以下同じ。）、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。

組合は、療養の給付等に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を含み、健康保険法第百七十九条に規定する組合にあつては、同法の規定による日雇賃出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、組合員から保険料を徴収しなければならない。

前二項の規定による保険料のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料は、介護保険法第九条第一号に規定する被保険者である被保険者について賦課するものとす

(賦課期日)
第七十六条の二 市町村による前条第一項の保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。
(保険料の徴収の方法)
第七十六条の三 市町村による第七十六条第一項の保険料の徴収については、特別徴収(市町村による徴収)の方法によることとする。

が老齢等年金給付を受ける被保険者である世帯主（政令で定めるものを除く）から老齢等年金給付の支払をする者に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。（以下同じ。）の方法による場合を除くほか、普通徴収（市町村が世帯主に対し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条法律第一百四十一号）による老齢基礎年金その他の同法又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百五十五号）による老齢、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものをいう。

（介護保険法の準用）

第七十六条の四 介護保険法第二百三十四条から第二百四十五条の二までの規定は、前条の規定により行う保険料の特別徴収について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（地方税法の準用）

第七十七条 市町村及び組合は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対する保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

（督促及び延滞金の徴収）

第七十八条 保険料その他この法律の規定による徴収金については、地方税法第九条、第十三条の二、第二十条、第二十条の二及び第二十条の四の規定を準用する。

（督促及び延滞金の徴収）

第七十九条 保険料その他のこの法律の規定による徴収金を滞納した者に対しても、組合は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、前条において準用する地方税法第十三条の第一項の規定により繰上徴収をするときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、組合は、納付義務者に對して督促状を發する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、地方税法第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、督促状を發する日から起算して十日以上を経過した日でなけ

3 前項の規定によつて督促をしたときは、組合は、規約の定めるところにより、延滞金を徴収することができる。
(滞納処分)

第七十九条の二 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十三条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

第八十条 第七十九条の規定による督促又は地方税法第十三条の二第一項各号のいずれかに該当したことによる繰上徴収の告知を受けた納付義務者が、その指定の期限までに当該徴収金を完納しないときは、組合は、都道府県知事の認可を受けこれを処分し、又は納付義務者の住所地若しくはその財産の所在地の市町村に対しこれの处分を請求することができる。

2 前項の規定により組合が処分を行う場合においては、地方自治法第二百三十三条の三第三項前段及び第十一項の規定を準用する。

3 第一項の規定により組合が市町村に対し処分の請求を行つた場合には、市町村は、市町村が徴収する保険料の例によつて、これを処分する。この場合においては、組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

4 保険料その他この法律の規定による組合の徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(保険料の徴収の委託)

第八十一条の二 市町村は、普通徴収の方法による保険料の徴収の事務については、収入の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、地方自治法第二百四十三条の二第二項の規定により指定する者に委託することができる。
(条例又は規約への委任)

第八十二条 第七十六条から前条までに規定するものほか、賦課額、保険料率、納期、減額賦課その他の保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める。

第八十一条の二 都道府県は、国民健康保険の財政の安定化を図るため財政安定化基金を設け、次に掲げる事業に必要な費用に充てるものとする。
一 当該都道府県内の収納不足市町村に対し、

二 基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する額を基礎として、当該都道府県内の市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額の資金を貸し付ける事業

三 保険料必要額に不足することにつき特別の事情があると認められる当該都道府県内の収納額不足市町村に対し、政令で定めるところにより、基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する額を基礎として、当該都道府県内の市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の二分の一以内の額の資金を交付する事業

四 都道府県は、基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足する場合に、政令で定めるところにより、当該不足額を基礎として、当該都道府県内の市町村による保険給付の状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、当該不足額に相当する額を当該都道府県の国民健康保険に相当する特別会計に繰り入れるものとする。

五 都道府県は、第二項に規定する場合のほか、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しを勘案して国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制その他の都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要な額を取り崩し、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れることができることにより、これに要する額として政令で定めるところにより算定した額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、当該都道府県は、財政安定化基金に充てるため、政令で定めるところにより、当該都道府県内の

- 市町村から財政安定化基金拠出金を徴収するものとする。

市町村は、前項の規定による財政安定化基金拠出金を納付しなければならない。

都道府県は、政令で定めるところにより、第
五項の規定により当該都道府県内の市町村から
徴収した財政安定化基金拠出金の総額の三倍に
相当する額を財政安定化基金に繰り入れなけれ
ばならない。

9 8 7 6 5 4 3 2 1

国は、政令で定めるところにより、前項の規
定により都道府県が繰り入れた額の三分の一に
相当する額を負担する。

財政安定化基金から生ずる收入は、全て財政
安定化基金に充てなければならない。

この条における用語のうち次の各号に掲げる
ものの意義は、当該各号に定めるところによ
る。

一 収納不足市町村 基金事業対象保険料収納
額が基金事業対象保険料必要額に不足する市
町村

二 基金事業対象保険料収納額 市町村が当該
年度中に収納した保険料の額のうち、国民健
康保険事業費納付金の納付に要した費用の
額、財政安定化基金拠出金の納付に要した費
用の額、第一項第一号に掲げる事業による都
道府県からの借入金（次号において「財政安
定化基金事業借入金」という。）の償還に要
した費用の額その他政令で定める費用の額に
充てたものとして政令で定めるところにより
算定した額

三 基金事業対象保険料必要額 市町村が当該
年度中に収納することが必要な保険料の額の
うち、国民健康保険事業費納付金の納付に要
する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付
に要する費用の額、財政安定化基金事業借入
金の償還に要する費用の額その他政令で定め
る費用の額に充てるものとして政令で定める
ところにより算定した額

四 基金事業対象収入額 都道府県の国民健康
保険に関する特別会計において当該年度中に
収入した金額（第二項の規定により繰り入れ
た額を除く。）の合計額のうち、当該都道府
県内の市町村による療養の給付に要した費用
の額から当該給付に係る一部負担金に相当す
る額を控除した額並びに当該都道府県内の市
町村による入院時食事療養費、入院時生活療
養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護
料

療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計額（次号において「療養の給付等に要した費用の額」という。）、特別高額医療費額、第三項の規定による繰入金及び第七項の規定による繰入金（次号において「財政安定化基金繰入金」という。）の繰入れに要した費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定期高齢者支援金等、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額、共同事業拠出金、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額、共同事業拠出金、共同事業拠出金を納付しなければならない。都道府県は、政令で定めるところにより、都道府県から特別高額医療費共同事業拠出金を徴収するものとする。

（特別高額医療費共同事業）

第八十一条の三 指定法人は、政令で定めるところにより、著しく高額な医療に関する給付に要する費用が国民健康保険の財政に与える影響を緩和するため、都道府県に対して著しく高額な医療に関する給付に要する費用に係る交付金を交付する事業（以下この条において「特別高額医療費共同事業」という。）を行ふものとする。

指定法人は、特別高額医療費共同事業に要する費用に充てるため、政令で定めるところにより、都道府県から特別高額医療費共同事業拠出金を徴収するものとする。

都道府県は、前項の規定による特別高額医療費共同事業拠出金を納付しなければならない。都道府県は、政令で定めるところにより、都道府県から特別高額医療費共同事業拠出金（特別高額医療費共同事業に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用について、予算の範囲内

14 必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、当該事業の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整、専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

都道府県は、第一項の規定により市町村が行う被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を支援するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村に対し、当該被保険者に係る次に掲げる情報の提供を求めることができる。

一 保険医療機関等が第四十五条第四項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により行つた請求及び指定訪問看護事業者が第五十四条の二第九項の規定により行つた請求その他の当該市町村による保険給付の審査及び支払に係る情報（当該市町村が、その保険給付に関する事務を国民健康保険団体連合会又は支払基金に委託した場合にあつては、当該委託された事務に関する記録の写しその他厚生労働省令で定める情報

二 当該都道府県内の市町村による高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第一項に規定する特定健康診査に関する記録の写しその他国民健康保険団体連合会又は支払基金が保有する情報を含む。）

第六章の二 国民健康保険運営方針等
(都道府県国民健康保険運営方針)

第八十二条の二 都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、おむね六年ごとに、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針（以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。）を定めるものとする。

二 都道府県国民健康保険運営方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

二 当該都道府県内の市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項

四 当該都道府県内の市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

五 都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持の推進に関する事項
六 当該都道府県における医療費適正化の推進のために必要と認める事項
七 都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項
八 前項に規定する事項のほか、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
一 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項
二 前項各号（第一号を除く。）及び前号に掲げる事項の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認められる事項
三 都道府県国民健康保険運営方針においては、前項に規定する事項のほか、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
四 都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険に関する特別会計における財政の状況及びその見通しその他的事情を勘案し、その定める都道府県国民健康保険運営方針において、当該都道府県内の市町村の国民健康保険に関する特別会計における財政の均衡を保つために必要な措置を定めるよう努めるものとする。
五 都道府県国民健康保険運営方針は、高齢者の医療の確保に関する法律第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
六 都道府県は、おおむね三年ごとに、第二項各号に掲げる事項（第三項の規定により同項各号に掲げる事項を定めた場合には、当該事項を含む。）について分析及び評価を行うよう努めるとともに、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保及び当該都道府県の保険料の水準の平準化の推進その他国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図るために必要なと認めるときは、当該都道府県の都道府県国民健康保険運営方針を変更するものとする。
七 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県内の市町村の意見を聽かなければならぬ。
八 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

9 市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする。

10 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針による作成及び都道府県国民健康保険運営方針に定める施策の実施に関して必要があると認めるときは、国民健康保険団体連合会その他の関係者に対しても必要な協力を求めることができる。

(標準保険料率)

第八十二条の三 都道府県は、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値(第三項において「市町村標準保険料率」という。)を算定するものとする。

1 都道府県は、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の全ての市町村の保険料率の標準的な水準を表す数値(次項において「都道府県標準保険料率」という。)を算定するものとする。

2 都道府県は、市町村標準保険料率及び都道府県標準保険料率(以下この条において「標準保険料率」という。)を算定したときは、厚生労働省令で定めるところにより、標準保険料率を当該都道府県内の市町村に通知するものとする。

3 前項に規定する場合において、都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、標準保険料率を公表するよう努めるものとする。

4 第八十三条 都道府県若しくは市町村又は組合は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)を設立することができる。

3 連合会は、法人とする。

2 連合会は、その名称中に「国民健康保険団体連合会」という文字を用いなければならぬ。

1 連合会でない者は、「国民健康保険団体連合会」という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

(設立の認可等)

第八十四条 連合会を設立しようとするときは、当該連合会の区域をその区域に含む都道府県を統轄する都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 連合会は、設立の認可を受けた時に成立する。

<p>（規約の記載事項）</p> <p>第八十五条 連合会の規約には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p>	
一 事業 名称	二 事業 事務所の所在地
三 連合会の区域	四 会員の加入及び脱退に関する事項
五 経費の分担に関する事項	六 業務の執行及び会計に関する事項
七 役員に関する事項	八 総会又は代議員会に関する事項
九 準備金その他の財産に関する事項	十 公告の方法
十一 前各号に掲げる事項のほか厚生労働省令で定める事項	十二 前各号に掲げる事項のほか厚生労働省令で定める事項
（業務運営の基本理念）	
<p>第八十五条の二 連合会は、診療報酬請求書の審査における公正性及び中立性の確保を通じた国民の保健医療の向上及び福祉の増進、診療報酬請求書情報等の分析等（次条第三項に規定する業務をいう。）を通じた国民の保健医療の向上及び福祉の増進並びに医療費適正化、情報通信の技術の活用による業務運営の効率化の推進並びに業務運営における透明性の確保に努めるとともに、医療保険制度の安定的かつ効率的な運営に資するよう、支払基金と有機的に連携しつつ、診療報酬の適正な請求に資する支援その他の取組を行うよう努めなければならない。</p> <p>（業務）</p>	
<p>第八十五条の三 連合会は、第四十五条第五項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の二第十二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村及び組合から委託を受けて行う療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する審査及び支払の業務を行ふ。</p>	
<p>2 連合会は、前項に規定する業務のほか、国民健康保険事業の円滑な運営に資するため、次に掲げる業務を行うことができる。</p>	

一 第五十八条第三項の規定により市町村及び組合から委託を受けて行う同条第一項の保険給付及び同条第二項の傷病手当金の支払の事務

二 第六十四条第四項の規定により市町村及び組合並びに市町村から委託を受けて同条第三項の規定による事務を行う都道府県から委託を受けて行う第三者に対する損害賠償金の徴収又は収納の事務

三 前二号の業務に附帯する業務

四 前三号に掲げるもののほか、**国民健康保険事業の円滑な運営に資する事業**

3 前二項に規定する業務のほか、診療報酬請求書及び特定健康診査等（高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。）に関する記録に係る情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進並びに医療費適正化に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の促進に関する業務を行うことができる。

4 連合会は、この法律及び他の法令の規定により連合会が行うこととされている業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行うことができる。

一 国、都道府県、市町村、法人その他の団体の委託を受けて行う保健、医療及び福祉に関する業務

二 前号の業務に附帯する業務

（準用規定）

第八十六条 第十六条、第二十三条から第二十五まで、第二十六条第一項、第二十七条から第三十五条まで及び第八十二条（特定健康診査等に係るもの並びに同条第五項から第八項まで、第十三項及び第十四項を除く。）の規定は、連合会について準用する。この場合において、これらの中「組合員」とあるのは、「会員たる都道府県若しくは市町村又は組合を代表する者」と、「組合会」とあるのは、「総会又は代議員会」と、「組合会議員」とあるのは、「総会又は代議員」と、同条第二項中「被保険者を」とあるのは、「都道府県若しくは市町村若しくは組合又は被保険者を」と、「又は」とあるのは、「若しくは」と、「同法」とあるのは、「総会又は代議員会の議員」と、同条第二項中「被保険者を」とあるのは、「都道府県若しくは市町村若しくは組合が保存している医療保険等関連情報（高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報をいう。次項及

び第四項において同じ。）又は労働安全衛生法」と、同条第三項中「労働安全衛生法」とあるのは「医療保険等関連情報の提供を求められた都道府県若しくは市町村若しくは組合又は労働安全衛生法」と、「当該」とあるのは「当該医療保険等関連情報又は当該」と、同条第四項中「高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項に規定する」とあるのは「都道府県若しくは市町村又は組合から提供を受けた」と読み替えるものとする。

第八章 診療報酬審査委員会

（審査委員会）

第八十七条 第四十五条第五項の規定による委託

を受けて診療報酬請求書の審査を行うため、都道府県の区域を区域とする連合会（その区域内の都道府県若しくは市町村又は組合の三分の二以上が加入しないものを除く。）に、国民健康保険診療報酬審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

連合会は、前項の規定による事務の遂行に支障のない範囲内で、健康保険法第七十六条第五項の規定による委託を受けて行う診療報酬請求書の審査を審査委員会に行わせることができることとする。

（審査委員会の組織）

第八十八条 審査委員会は、都道府県知事が定める保険医及び保険薬剤師を代表する委員、都道府県及び当該都道府県内の市町村並びに組合（以下「保険者」という。）を代表する委員並びに公益を代表する委員をもつて組織する。

2 委員は、都道府県知事が委嘱するものとし、その数は、保険医及び保険薬剤師を代表する委員並びに保険者を代表する委員については、それぞれ同数とする。

3 前項の委嘱は、保険医及び保険薬剤師を代表する委員並びに保険者を代表する委員については、それは、それぞれ関係団体の推薦によつて行わなければならぬ。

（審査委員会の権限）

第八十九条 審査委員会は、診療報酬請求書の審査を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事の承認を得て、当該保険医療機関等若しくは指定訪問看護の事業を行う事業所に対し、報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又は当該保険医療機関等の開設者若しくは管理者、指定訪問看護事業者若しくは当該保険医療機関等において療養を行つた者に對し、旅費、日当及び宿泊料を支給して、報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を求めるべき事務を行つたものとする。

（審査請求）

第九十条 この章に規定するもののほか、審査委員会に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（審査請求）

第九十一条 保険給付に関する处分（第九条第二項及び第四項の規定による求めに對する处分を含む。）又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分に不服がある者は、国民健康保険審査会に審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関する事項の審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関する事項の審査請求は、裁判上の請求とみなす。

（審査会の設置）

第九十二条 国民健康保険審査会（以下「審査会」という。）は、各都道府県に置く。

（組織）

第九十三条 審査会は、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各三人をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第九十四条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第九十五条 審査会に、公益を代表する委員のうちから委員が選舉する会長一人を置く。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選舉された者が、その職務を代行する。

（定足数）

第九十六条 審査会は、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各一人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができる。

（政令への委任）

（審査請求と訴訟との関係）

（審査請求と訴訟との関係）

担当する保険医若しくは保険薬剤師に對して、出頭若しくは説明を求めることができる。

（管轄審査会）

2 連合会は、前項の規定により審査委員会に出頭した者に対し、旅費、日当及び宿泊料を支給しなければならない。ただし、当該保険医療機関等又は指定訪問看護の事業を行う事業所が提出した診療報酬請求書又は診療録その他の帳簿書類の記載が不備又は不当であつたため出頭を求められて出頭した者に対しては、この限りでない。

（管轄審査会）

2 審査請求が管轄違であるときは、審査会は、すみやかに、事件を所轄の審査会に移送し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

3 事件が移送されたときは、はじめから、移動する。

（表決）

第九十七条 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（管轄審査会）

第九十八条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第九十九条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第九十条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第九十一条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第九十二条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第九十三条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第九十四条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第九十五条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第九十六条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第九十七条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第九十八条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第九十九条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第一百条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第一百一条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第一百二条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第一百三条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第一百四条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第一百五条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第一百六条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第一百七条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第一百八条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第一百九条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第一百十条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第一百一条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第一百二条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第一百三条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第一百四条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第一百五条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第一百六条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第一百七条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第一百八条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第一百九条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第一百十条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第一百一条 審査請求は、当該処分をした市町村又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在の都道府県の審査会に對してしなければならない。

（管轄審査会）

第一百二条 審査請求は、

対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第九章の二 保健事業等に関する援助等
(保健事業等に関する援助等)

第一百四条 連合会及び指定法人は、国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、市町村が行う第八十二条第一項及び第九項に規定する事業、療養の給付等に要する費用の適正化のための事業その他の事業（以下この条において「保健事業等」という。）に関する調査研究及び保健事業等の実施に係る市町村相互間の連絡調整を行うとともに、保健事業等に関して、専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供、保健事業等の実施状況の分析及び評価その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。（国及び地方公共団体の措置）

第一百五条 国及び地方公共団体は、前条の規定により連合会又は指定法人が行う事業を促進するため必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めなければならない。（報告の徴収等）

第一百六条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者について、必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。
 一 厚生労働大臣 都道府県若しくは市町村若しくは組合又は連合会
 二 都道府県知事 当該都道府県知事が統括する都道府県の区域内の市町村若しくは組合又は連合会
 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため（事業状況の報告）
 第百七条 次の各号に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、事業状況を、それぞれ当該各号に定める者に報告しなければならない。
 一 都道府県 厚生労働大臣
 二 市町村若しくは組合又は連合会 当該市町村若しくは組合又は連合会をその区域内に含む都道府県を統括する都道府県知事

（組合等に対する監督）

第一百八条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第百六条第一項の規定により報告を徴し、又は検査した場合において、組合若しくは連合会の事業若しくは財産の管理若しくは執行が法令、規約若しくは厚生労働大臣若しくは都道府県知事の処分に違反していると認めるとき、確保すべき収入を不适当に確保せず、不适当に経費を支出し、若しくは不适当に財産を処分する等著しく事業の適正な執行をくじと認めると、又は組合若しくは連合会の役員がその事業若しくは財産の管理若しくは執行を明らかに怠っていると認めると、期間を定めて、当該組合又は連合会に対し、期間を定めて、その役員の全部又は一部の改任を命ずることができる。

2 組合若しくは連合会又はその役員が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、当該組合又は連合会に対し、期間を定めて、その役員の全部又は一部の改任を命ずることができる。

3 組合又は連合会が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、同項の命令に係る役員を改任することができる。

4 組合又は連合会が第一項の規定による命令に違反したときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、当該組合又は連合会の解散を命ずることができる。

5 組合又は連合会の事業若しくは財産の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、当該組合又は連合会（都道府県知事にあっては、当該都道府県が統括する都道府県の区域内の当該組合又は連合会に限る。）の解散を命ずることができる。

（賦課決定の期間制限）

第一百十条の二 保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期（この法律又はこれに基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課すことができることとなつた場合にあつては、当該保険料を課すことができることとなつた日とする。次項において同じ。）の翌日から起算して二年を経過した日以後においては、することができない。

2 保険料の賦課決定をした後に、被保険者の責めに帰すことのできない事由によつて被保険者に関する医療保険各法（健康保険法、船員保険法、國家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。）との間ににおける適用関係の調整を要することが判明した場合における保険料の額を減少させる賦課決定は、前項の規定にかかわらず、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して二年を経過した日以後であつても、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して調整に必要と認められる期間に相当する期間を経過する日まですることができる。

第一百十一条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法（明治二十九年法律第八十九号）の期間に関する規定（期間の計算）

（被保険者記号・番号等の利用制限等）
第一百十二条 削除
（時効）
第一百一章 雜則

2 厚生労働大臣等以外の者は、国民健康保険事業又は該事業に関連する事務の遂行のため被保険者記号・番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者記号・番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に關し、その者に對し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者記号・番号等を告知することを求めてはならない。

4 何人も、次に掲げる場合に、被保険者記号・番号等を告知する場合を除き、業として、被保険者記号・番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る被保険者記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう體系的に構成したもの）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項目において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

5 一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。
 二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

6 一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。
 二 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に

対し、期限を定めて、当該勧告に従うべき」と命ずることができる。

第一百十一条の三 厚生労働大臣は、前条第五項及
(報告及び検査)

び第六項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項告へるは第四項の規定に對

において、同条第三項若しくは第四項の規定は適用していようと認めるに足りる相当の理由がある旨に対する公表を事項ごとに同一の報告とする、又は

者に対し 必要な事項に關し 報告を求める 又は
當該職員に當該者の事務所若しくは事業所に立
つての實情等、告げて 異議等を頂て見つ

ち入つて質問させよ。若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第四十五条の二第二項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規

定は、前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(戸籍に関する無料証明)

第一百十二条 市町村長(地方自治法第二百五十二

条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。)は、当該市町村の条例で

定めるところにより、市町村若しくは組合又は保険給付を受ける者に対し、被保険者又は被保

險者であつた者の戸籍に關し、無料で證明を行うことができる。

（文書の提出等）

格、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者の属する世帯の世帯主

若しくは組合員又はこれらであつた者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜ、

(資料の是共等) 又は当該職員に質問させることができる。

(資料の挿入等)
第百十三条の二 市町村は、被保険者の資格、保
　　¹ 倉合付及び保険料に関する必要があることを認めら
　　² る。

險給付及び保険料は関し必要があると認めるときは、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、被保険者の保険料等に受け事由が第三

事項 被保険者の保険給付を受けた事由が第三者の行為によつて生じたものであることを確認する二つに分類される。

するためには必要な事項、被保険者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主の資産若しくは収入

の状況又は国民年金の被保険者の種別の変更若しくは国民年金法の規定による保険料の納付状

況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社

その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

2 市町村は、被保険者の資格に關し必要があると認めるときは、他の市町村、組合、第六条第

一号から第三号までに掲げる法律の規定による
保険者若しくは共済組合又は私立学校教職員共
済法の規定により私立学校教職員共済制度を管
掌することとされた日本私立学校振興・共済事
業団に対し、他の市町村若しくは組合が行う国
民健康保険の被保険者、健康保険若しくは船員
保険の被保険者若しくは被扶養者、共済組合の
組合員若しくは被扶養者又は私立学校教職員共
済制度の加入者若しくは被扶養者の氏名及び住
所、健康保険法第三条第三項に規定する適用事
業所の名称及び所在地その他の必要な資料の提
供を求めることができる。

(連合会又は支払基金への事務の委託)

第一百三十三条の三 保険者は、第四十五条第五項
(第五十一条第六項、第五十二条の二第三項、
第五十三条第三項及び第五十四条の二第十二項
において準用する場合を含む。)に規定する事
務のほか、次に掲げる事務を第四十五条第五項
に規定する連合会又は支払基金に委託するこ
とができる。

一 第四章の規定による保険給付の実施、第七
十六条第一項又は第二項の規定による保険料
の徴収、第八十二条第一項の規定による保険
事業の実施その他の厚生労働省令で定める事
務に係る情報の収集又は整理に関する事務

二 第四章の規定による保険給付の実施、第七
十六条第一項又は第二項の規定による保険料
の徴収、第八十二条第一項の規定による保健
事業の実施その他の厚生労働省令で定める事
務に係る情報の利用又は提供に関する事務

保険者は、前項の規定により同項各号に掲げ
る事務を委託する場合は、他の社会保険診療報
酬支払基金法第一条に規定する保険者及び法令
の規定により医療に関する給付その他の事務を
行う者であつて厚生労働省令で定めるものと共
同して委託するものとする。

(関係者の連携及び協力)

（診療録の提示等）

第二百四十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保険給付に関して必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者は又はこれを使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給又は手当に關し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

第二百五十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた被保険者又は被保険者であつた者に対し、当該療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給に係る診療、調剤又は指定訪問看護の内容に關し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

（準用規定）

第二百五十六条 第百六条第二項の規定は、第一百三十三条及び前条の規定による質問について、第一百六条第三項の規定は、第一百三十三条及び前条の規定による権限について準用する。

（修学中の被保険者の特例）

第二百六十七条 修学のため一の市町村の区域内に住所を有する被保険者であつて、修学していないうことをすれば他の市町村の区域内に住所を有する他人と同一の世帯に属するものと認められるものは、この法律の適用については、当該他の市町村の区域内に住所を有するものとみなしが、かつ、当該世帯に属するものとみなす。

（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例）

第二百六十八条 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」といいう。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の市町村（当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、この法律の適用については、当該他の市町村の区域内に住所を有するものとみなす。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という

二 二 入院等をする直前に入院等をしていった病院等の（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

一 病院又は診療所への入院

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設への入所（同法第二十七条第一項第三号又は同法第二十七条の二の規定による入所措置がとられた場合に限る。）

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設又は同条第一項の主務省令で定める施設への入所

四 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第二百六十七号）第十二条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所

五 老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十条の四又は第二十条の五に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所（同法第十二条第一項第一号又は第二号の規定による入所措置がとられた場合に限る。）

六 介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設への入居又は同条第二十五項に規定する介護保険施設への入所

一 繰り返して入院等をしている二以上の病院等のそれぞれに入院等をすることによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際他の市町村（現入院病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村

二 繰り返して入院等をしている二以上の病院等のうちの病院等から継続して他の病院等に

入院等をすること（以下この号において「入院等」という。）により当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更（以下この号において「特定住所変更」という。）を行つたと認められる被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入院等の際他の市町村（現入院病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの。当該他の市町村等をしている病院等は、当該病院等の所在する市町村及び前二項の規定によりその区域内に当該被保険者が住所を有するものとみなされた市町村に、必要な協力をしなければならない。

、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十五条
十二条第二項、第三十二条の二第二項、第三十三条の七第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）第三十二条の十一、
第四十一条第一項（第五十二条第六項、第五十五条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十六条第三項において準用する場合を含む。）
及び第二项（第四十五条の二第四項、第五十五条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。）第四十五条第三項並びに第四十五条の二第一項及び第五項（これらの規定を第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十五条の三第六項において準用する場合を含む。）第五十四条の二の二並びに第五十四条の二の三第一項及び第三項（これらの規定を第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。）第八十条第一項、
第五十三条第三項及び第五十五条の三第六項において準用する場合を含む。）第四十五条第三項並びに第四十五条の二第一項及び第五項（これらの規定を第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十五条の三第六項において準用する場合を含む。）第五十四条の二の二並びに第五十四条の二の三第一項及び第三項（これらの規定を第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。）第八十条第一項、
第五十三条第三項及び第五十五条の三第六項において準用する場合を含む。）第八十条第一項、
第八十八条並びに第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち組合に係るもの並びに第百四十四条の規定により都道府県が処理することとされる事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
(実施規定)

第一百二十四条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者が、第二百四十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられたときは、十万円以下の過料に処する。

第一百二十五条 組合又は連合会が、第二十七条第三項（第八十六条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、第二百六条第一項の規定による報告を命ぜられ、正当な理由なしにこれに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は第八十条第一項の規定による命令に違反したときは、その役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

第一百二十六条 第十五条第二項又は第八十三条第四項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第一百二十七条 市町村は、条例で、第九条第一項若しくは第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2 市町村は、条例で、世帯主又は世帯主であつた者が正当な理由なしに、第二百十三条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による當該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 市町村は、条例で、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する規定を設けることができる。

4 地方自治法第二百五十五条の三の規定は、前二項の規定による過料の処分について準用する。

2 組合又は連合会は、規約の定めるところにより、その施設の使用に関し十万円以下の過怠金を徴収することができる。

額の七分の十に相当する額に給付率を乗じて得た額から当該合計額を控除した額の十分の四に相当する額との合算額を平成二年度概算医療費拠出金の額に加算するものとする。」とする。
平成二年度における改正後の第七十二条の規定による調整交付金については、同条第二項第一号中「同条第一項第二号」とあるのは、「国民健康保険法の一部を改正する法律(平成二年法律第三十一号)附則第四条第一項の規定により読み替えられた第七十条第一項第二号」とする。

第五条 前条第一項の規定は、平成三年度における改正後の第七十条の規定による国庫負担金について準用する。この場合において、同項中「平成二年度概算医療費拠出金」とあるのは、「平成三年度概算医療費拠出金」とあるのは、「平成元年度概算医療費拠出金」とあるのは、「昭和六十三年度概算医療費拠出金」とあるのは、「昭和六十三年度確定医療費拠出金」とあるのは、「平成元年度確定医療費拠出金」と読み替えるものとする。

前条第二項の規定は、平成三年度における改正後の第七十二条の規定による調整交付金について準用する。この場合において、同項中「附則第四条第一項」とあるのは、「附則第五条第一項」において準用する同法附則第四条第一項」と読み替えるものとする。

前条第三項の規定は、平成三年度における改正後の第七十三条の規定による補助金について準用する。この場合において、同項中「平成二年度概算医療費拠出金」とあるのは、「平成三年度概算医療費拠出金」と、「昭和六十三年度における」とあるのは、「平成元年度における」と、「昭和六十三年度概算医療費拠出金」とあるのは、「平成元年度概算医療費拠出金」と、「昭和六十三年度確定医療費拠出金」とあるのは、「平成元年度確定医療費拠出金」と読み替えるものとする。

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成三年一〇月四日法律第八九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成四年一月から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中老人保健法の目次の改正規定、同法第二条の改正規定、同法第六条に一項を加える改正規定、同法第七条の改正規定（及び第四十六条の八第六項）を「第四十六条の五の二第三項、第四十六条の八第六項及び第四十六条の十七の五第四項」に改める部分に限る。）、同法第三章の章名の改正規定、同

法第十二条の改正規定、同法第十七条の三の第三十三条及び第三十四条の改正規定、同法第三章中第四節の次に二節を加える改正規定、同法第三章の二中第四十六条の六の前に節名を付する改正規定、同法第四十六条の十七の改正規定、同法第三章の二中同条の次に一節を加える改正規定、同法第四十七条の改正規定、同法第四十八条の改正規定（「医療等」の下に「（医療（老人医療受給対象者が医療法第二十一条第一項ただし書の都道府県知事の許可を受けた病院その他これに準ずる病院であつて政令で定めるものの病床のうち、老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるもの（痴呆の状態にある老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものと含む。）として政令で定めるもの（以下この項において「看護強化病床」という。）について受けた第十七条第四号に掲げる給付（当該給付に伴う同条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる給付を含む。）に限る。）、特定疗養費の支給（老人医療受給対象者が看護強化病床について受ける政令で定める療養に係るものに限る。）、老人保健施設疗養費の支給及び老人訪問看護疗養費の支給（以下「老人保健施設疗養費等」という。）を除く。）を加える部分のうち（痴呆の状態にある老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものと含む。）に係る部分（附則第七条において「老健法第四十八条改正規定中痴呆性老人部分」という。）及び老人訪問看護疗養費の支給に係る部分（及び第四十六条の二第九項）を「、第四十六条の二第九項及び第四十六条の五の二第七項」に改める部分並びに「第四十六条の二第十項」の下に「（第四十六条の五の三において準用する場合を含む。）を加える部分に限る。）、同法第五十二条の改正規定（（並びに）を「及び」に改める部分に限る。）並びに同法第五十七条、第八十二条及び第八十六条の改正規定、第二条の規定、第三条の規定（健康保険法附則に一条を加える改正規定を除く。）、第四条の規定（船員保険法附則に二項を加える改正規定を除く。）並びに第五条の規定（国民健康保険法附則に一項を加える改正規定を除く。）並びに附則第十六条の規定（国家公務員等共済組合法（昭

和三十三年法律第二百二十八号)、附則第九条の次に一条を加える改正規定を除く。)、附則第十九条の規定(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)、附則第十七条の次に一条を加える改正規定を除く。)並びに附則第十九条及び第二十条の規定 平成四年四月一日

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成四年三月三一日法律第七

号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第一条中健康保険法第一条の次に一条を加える改正規定、同法第三条ノ2第二項の改正規定、同法第二十四条ノ2を削る改正規定並びに同法第六十九条の十一、第七十一条ノ4第五項(「社会保険審議会」を「審議会」に改める部分に限る。)及び第七十九条ノ3第二項の改正規定、第二条の規定(船員保険法第四条第一項及び第三十二条第二項の改正規定を除く。)、第三条の規定並びに第四条の規定並びに附則第十七条から第十九条までの規定は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から、第一条中健康保険法第三条第一項の改正規定、第二条中船員保険法第四条第一項の改正規定並びに次条及び附則第七条の規定は同年十月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成五年三月三一日法律第七号)

1 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

2 平成四年度以前の年度の国民健康保険法第十二条の二第二項の規定による国への負担については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年一月一二日法律第八九号)抄
(施行期日)

条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前正後の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成六年六月二九日法律第五六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中健康保険法第二十一条の改正規定、同法第二十三条ノ二の改正規定、同法第三十七条ノ二の改正規定、同法第七十一条ノ三の改正規定、同法第七十二条ノ四の改正規定及び同法第七十六条の改正規定(同法附則第二条、第五条、第八条及び第九条第六項の改正規定を含む)並びに第二条中船員保険法の目次の改正規定(「福祉施設」を「福祉事業」に改める部分に限る)、同法第三章の章名の改正規定、同法第二十三条第二項の改正規定、同法第五十条ノ四の改正規定、同法第三章第九節の節名の改正規定、同法第五十七条ノ二の改正規定、同法第五十九条ノ二第一項の改正規定及び同法第六十条の次に一条を加える改正規定並びに第三条中国民健康保険法の目次の改正規定(「保健施設」を「保健事業」に改める部分に限る)、同法第六章の章名の改正規定、同法第八十二条の改正規定及び同法第二十九条の規定並びに附則第三十三条の規定並びに附則第五十六条の次に一条を加える改正規定並びに附則第五十六条中老人保健法第五条の改正規定、同法第二十二条の改正規定及び同法第二十五条に一項を加える改正規定並びに附則第二十九条の規定並びに附則第三十三条の規定並びに附則第五十六条の次に一条を加える改正規定並びに附則第五十六条中老人保健法第五条の改正規定、同法第二十二条の改正規定及び同法国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)第十六条 施行日前に行われた食事の提供、看護又は移送に係る国民健康保険法の規定による給付については、なお従前の例による。

第十七条 附則第四条第一項に規定する厚生大臣の定める病院又は診療所において、第三条の規定による改正後の国民健康保険法(以下「新国保法」という)第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付を受けたときは、平成八年三月三十一日(附則第四条第一項の規定による)までの間、当該付添看護を新国保法第五十四条第一項又は新国保法第五十四条の三第三項に規定する療養の給付等とみなしてこれらの規定を適用する。

第十八条 新国保法第五十八条第一項の規定は、出産の日が施行日以後である被保険者及び被保険者であつた者について適用し、出産の日が施行日前である被保険者及び被保険者であつた者の出産に係る給付については、なお従前の例による。

第十九条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の国民健康保険法(以下「旧国保法」という)第三十六条第三項に規定する国民健康保険医若しくは国民健康保険薬剤師であつて単に「保健医」又は「保健薬剤師」(以下この条において単に「保健医」といいう)若しくは保健薬剤師(以下この条において単に「保健薬剤師」という)でないもの又は旧国保法第三十六条第四項に規定する療養取扱機関であつて健康保険法第四十三条第三項第一号に規定する保健医療機関(以下この条において単に「保健医療機関」という)若しくは保険薬局(以下この条において単に「保険薬局」という)でないものについては、平成七年三月三十一日までの間、国民健康保険の保険者及び被保険者に対する関係においてのみ、保険医、保険薬剤師、保険医療機関又は保険薬局たるものとみなす。

第二十条 新国保法第百十六条の二の規定は、同条に規定する入所措置が採られたため平成七年四月一日以後に一の市町村又は特別区(以下單に「市町村」という)の区域内に住所を有するに至つた被保険者であつて、当該措置が採られた際に他の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。

第六十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。2 旧国保法第三十六条第四項に規定する療養取扱機関又は旧国保法第五十三条第一項に規定する特定承認療養取扱機関の開設者の業務上の秘密に関しては、旧国保法第百二十一条各項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

第六十六条 医療保険各法による医療保険制度及び老人保健法による老人保健制度については、この法律の施行後三年を目途として、これらの制度の目的を踏まえこの法律の施行後におけるこれらの制度の実施状況国民医療費の動向、社会経済情勢の推移等を勘案し、入院時食事療養費に係る患者負担の在り方を含め、給付及び費用負担の在り方等に關して検討が加えらるべきものとする。

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(その他の経過措置の政令への委任)
第六十八条 この附則に規定するものとされるべきものとする。

第六十九条 この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第七十条 附 則 (平成六年一二月一六日法律第一七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成七年七月一日(以下「施行日」という)から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十九条 この法律は、平成九年五月九日法律第四八号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

第二十条 附 則 (平成七年三月三一日法律第五三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

第二十一条 新国保法第百十六条の二の規定は、同条に規定する入所措置が採られたため平成七年四月一日以後に一の市町村又は特別区(以下單に「市町村」という)の区域内に住所を有するに至つた被保険者であつて、当該措置が採られた際に他の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。

(以下この条において単に「市町村」という)の区域内に住所を有するに至つた被保険者であつて、当該措置が採られ、又は当該命令がされた際に他の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。
(その他の経過措置の政令への委任)
第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定められる。

第二十二条 附 則 (平成八年六月一四日法律第八二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

第二十三条 附 則 (平成九年五月九日法律第四八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

第二十四条 附 則 (平成九年五月九日法律第四八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

第二十五条 附 則 (平成九年六月一一日法律第七四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

第二十六条 附 則 (平成九年六月二〇日法律第九四号) 抄

(施行期日等) 第一条 この法律は、平成九年九月一日から施行する。

第二十七条 附 則 (平成九年六月二〇日法律第九四号) 抄

(施行期日等) 第一条 この法律は、平成九年九月一日から施行する。

第二十八条 附 則 (平成九年六月二〇日法律第九四号) 抄

(施行期日等) 第一条 この法律は、平成九年九月一日から施行する。

第二十九条 附 則 (平成九年六月二〇日法律第九四号) 抄

(施行期日等) 第一条 この法律は、平成九年九月一日から施行する。

院した際に他の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。
(社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律等の効力)
第二十八条 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める規定を改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。
一 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律第百十一号)附則第四十条の規定 第五条の規定による改正後の国民健康保険法の規定
(その他の経過措置の政令への委任)
第二十九条 附則第四条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二年一二月六日法律第一四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十二条 この附則に規定する老齢又は退職を事由とする年金である給付は、国民健康保険法第八条の二第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる法令に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付とみなす。

附 則 (平成一三年一二月一二日法律第一五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした处分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)
第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置の政令への委任)
第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から、第二条、第五条及び第八条並びに附則第六条から第八条まで、第三十三条、第三十四条、第二十九条、第四十一条、第四十八条、第四十九条第三項、第五十一条、第五十二条第三項、第五十四条、第六十七条、第六十九条、第七十一条、第七十三条及び第七十七条の規定は平成十五年四月一日から、附則第六十一条の二の規定は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第百五十二号)第十五条の規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。
(医療保険制度の改革等)

第二条 医療保険各法に規定する被保険者及び被扶養者の医療に係る給付の割合については、将来にわたり百分の七十を維持するものとする。

2 政府は、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るために、平成十四年度中に、次に掲げる事項について、その具体的な内容、手順及び年次計画を明らかにした基本方針を策定するものとする。政府は、当該基本方針に基づいて、できるだけ速やかに(第二号に掲げる事項についてはおおむね二年を目途に)、所要の措置を講ずるものとする。

一 保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方

二 新しい高齢者医療制度の創設

三 診療報酬の体系の見直し

3 政府は、おおむね二年を目途に、次に掲げる事項について、その具体的な内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとす

一 健康保険の保険者である政府が設置する病院の在り方の見直し

二 社会保険庁の業務運営の効率化及び事務の合理化

　　一 政府は、おおむね三年を目途に、次に掲げる事項について、その具体的な内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとする。

　　二 政府が保険者である社会保険及び労働保険に係る徴収事務の一元化

　　三 医療保険各法、老人保健法及び介護保険法の規定による給付に伴う負担の家計における合計額が著しく高額になる場合の当該負担の軽減を図る仕組みの創設

　　四 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会による診療報酬の審査及び支払に関する事務処理の体制の見直し

　　五 政府は、おおむね五年を目途に、政府が管掌する健康保険事業及び当該事業の組織形態の在り方の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

　　六 政府は、次に掲げる事項について検討を行ひ、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

　　一 医療に係る事故に迅速かつ適切に対応するための専門家による苦情の処理体制の整備

　　二 医療及び医療に要する費用に関する情報の収集、分析、評価及び提供に係る体制の整備

　　三 医療保険各法及び老人保健法の規定による保険給付の内容及び範囲の在り方

　　七 政府は、第二項から前項までに規定する事項の検討に早急に着手し結論を得、逐次実施するものとする。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 この法律(附則第一条ただし書)に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。の施行の日前に行われた療養又は薬剤の支給に係るこの法律による改正前の国民健康保険法の規定による療養費、特別療養費、特例療養費又は高額療養費の支給並びに同法第四十三条の規定による差額の支給及び同法第五十六条の規定による差額の支給については、なお從前の例による。

第二十三条 平成十二年度及び平成十三年度につき国民健康保険法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村について第四条の規定による改正後の国民健康保険法(以下「新国

（保法という。）第七十条第三項の規定を適用する場合においては、同項第二号口に規定する額については、同号口の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。

一 政令で定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者に限る。）の数を乗じて得た額の合算額に、当該市町村に係る指定年度の同法第五十六条第二項の確定加入者調整率を乗じて得た額の十分の七に相当する額として算定した額

二 前号に掲げる額に当該市町村に係る被保険者の総数に対する退職被保険者及びその被扶養者（以下「退職被保険者等」という。）の総数の割合として政令で定めるところにより算定した割合（以下「退職被保険者等加入割合」という。）を乗じて得た額の二分の一に相当する額

第二十四条 平成十四年度につき国民健康保険法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村について新国保法第七十条第三項の規定を適用する場合においては、同項第二号口に規定する額については、同号口の規定にかかわらず、第一号から第三号までに掲げる額の合算額から第四号及び第五号に掲げる額の合算額を控除した額とする。

一 政令で定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者に限る。）の数を乗じて得た額の合算額の十二分の七に相当する額に、当該市町村に係る附則第十五条第二項に規定する施行日前確定加入者調整率を乗じて得た額の十分の七に相当する額として算定した額

二 政令で定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る新老健法第二十八条第一項第一号に掲げる場合に該当する者の平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者（同号に掲げる場合に該当する者に限る。）の数を乗じて得た額の合算額の十二分の五に相当する額に、当該市町村に係る附則第十五条第五項に規定

当額に平成十二年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十二年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十二年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額（以下の号において「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。）

三 退職被保険者等に係る保険料に相当する額の合算額から当該保険料に係る介護納付金の納付に要する費用に相当する額の合算額を控除した額

平成十四年度における新国保法附則第八項及び第九項の規定による概算療養給付費等拠出金及び確定療養給付費等拠出金については、新国保法附則第八項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に当該特定健康保険組合に係る被保険者及びその被扶養者の総数に対する特例退職被保険者及びその被扶養者の総数の割合として政令の定めるところにより算定した割合（以下「特例退職被保険者等加入割合」という。）を乗じて得た額」とあるのは「特別調整前概算医療費拠出金相当額（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第百一号）第三条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。）の十二分の七に相当する額に施行日前特例退職被保険者等加入割合（平成十四年四月一日以後施行日前の期間における当該特定健康保険組合に係る被保険者及びその被扶養者の総数に対する特例退職被保険者及びその被扶養者の総数の割合として政令の定めるところにより算定した割合（以下「特例退職被保険者等加入割合」という。）をいう。以下同じ。）を乗じて得た額の二分の一に相当する額と健康保険法等の一部を改正する法律附則第十四条第五項に規定する施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後特例退職被保険者等加入割合（施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間における特例退職被保険者等加入割合をいう。以下同様）。）を乗じて得た額との合算額（平成十二年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十二年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十二年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額（旧老健法第五十条）

六条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。)に平成十一年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えるときは、その超える額(以下この号において「超過額」という。)と超過額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十二年度に平成十二年度の特例退職被保險者等加入割合を乗じて得た額が平成十二年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算乗じて得た額に満たないときは、その満たない額(以下この号において「不足額」という。)と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。」と、新国保法附則第九項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額」とあるのは、「特別調整前概算医療費拠出金相当額の十二分の七に相当する額に施行日前特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額と健康保険法等の一部を改正する法律附則第十四条第五項に規定する施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額との合算額(平成十一年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十二年度の特例退職被保険者の等加入割合を乗じて得た額を超えるときは、その超える額(以下この号において「超過額」という。)と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十二年度に平成十二年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十二年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。」とする。

第一項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（老人保健法第五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び同法第五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額をそれぞれ同法第五十四条第一項に規定する概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金とみなして、同項の規定の例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。以下同じ。）」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二号）附則第六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「得た額」とあるのは「得た額（平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額（同法第三条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老人保健法」という。）第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいふ。以下同じ。）に平成十三年度の退職被保險者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額（旧老人保健法第五十六条第一項各号に掲げる額の合計額をいふ。以下同じ。）に平成十三年度の退職被保險者等加入割合を乗じて得た額を超えるときは、その超える額（以下「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第一項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十三年度の退職被保險者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十三年度の退職被保險者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額（以下「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。」とする。

二 特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額

二 附則第十六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額に退職被保険者等加入割合を乗じて得た額（平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えるときは、その超える額（以下この号において「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額（以下この号において「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。）

三 退職被保険者等に係る保険料に相当する額の合算額から当該保険料に係る介護納付金の納付に要する費用に相当する額の合算額を控除した額

3 平成十五年度における新国保法附則第八項及び第九項の規定による概算療養給付費等拠出金及び確定療養給付費等拠出金については、新国保法附則第八項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二号）附則第十六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「得た額」とあるのは「得た額（平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額）（同法第三条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいふ。以下同じ。）に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額

(旧老健法第五十六条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。)に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えるときは、その超える額(以下この号において「超過額」という。)と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十三年度の特例退職被保険者の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額(以下この号において「不足額」という。)と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。)と、新国保法附則第九項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「得た額」とあるのは「得た額(平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えるときは、その超える額(以下この号において「超過額」という。)と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額(以下この号において「不足額」という。)と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。)」とする。

同法第五十六条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び算定した医療費拠出金の額に相当する額を、以下同じ。」とするのは、「健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第二百二十九号)附則第十八条において読み替えて準用される同法附則第六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「得た額」とあるのは、「得た額(平成十四年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額(同法第三条の規定による改正前の老人保健法(以下「旧老人保健法」という。)第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。)の十二分の七に相当する額)に施行日前退職被保険者等加入割合(平成十四年四月一日以後施行日前の期間における退職被保険者等加入割合をいう。以下同じ。)を乗じて得た額の二分の一に相当する額)と健康保険法等の一部を改正する法律附則第十四条第五項に規定する施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後退職被保険者等加入割合(施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間における退職被保険者等加入割合をいう。以下同じ。)を乗じて得た額との合算額(以下「平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額」という。)が同法附則第十五条第三項に規定する施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額に施行日以後退職被保険者等加入割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額と、同条第六項に規定する施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額との合計額(以下「超過額」といえるときは、その超える額(以下「超過額」といいう。)と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額を控除するものとし、平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額が平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額に満たないときは、その満たない額(以下「不足額」といいう。)と不足額について同項の規定の例により

算定した額との合計額を加算するものとする。)一とする。

平成十六年度の新国保法第七十二条の四第一項、第八十一条の四第二項及び第八十一条の五第二項に規定する被用者保険等拠出対象額は、新国保法第七十二条の四第一項の規定にかかるらず、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額

二 附則第十八条において読み替えて準用される附則第十六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額に退職被保険者等加入割合を乗じて得た額(平成十四年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額の十二分の七に相当する額に施行日前退職被保険者等加入割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額と附則第十四条第五項に規定する施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後退職被保険者等加入割合を乗じて得た額と同条第六項に規定する施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額との合算額(以下「平成十四年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額と同条第六項に規定する施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額」という。)が附則第十五条第三項に規定する施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額に施行日前退職被保険者等加入割合を乗じて得た額との合算額(以下この号において「超過額」という。)と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定により算定した額との合計額を控除するものとし、平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額が平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額に満たないときは、その満たない額(以下この号において「不足額」という。)と不足額について同項の規定

三 退職被保険者等に係る保険料に相当する額の合算額を加算するものとする。)
の合算額から当該保険料に係る介護納付金の納付に要する費用に相当する額の合算額を控除した額。
平成十六年度における新国保法附則第八項及び第九項の規定による概算療養給付費等拠出金及び確定療養給付費等拠出金については、新国保法附則第八項第二号に「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第百二号)附則第十八条において読み替えて準用される同法附則第十六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「得た額」とあるのは「得た額(平成十四年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額(同法第三条の規定による改正前の老人保健法第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。)の十二分の七に相当する額に施行日前特例退職被保険者等加入割合(平成十四年四月一日以後施行日前の期間における特例退職被保険者等加入割合をいう。以下同じ。)を乗じて得た額の二分の一に相当する額と健康保険法等の一部を改正する法律附則第十四条第五項に規定する施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後特例退職被保険者等加入割合(施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間における特例退職被保險者等加入割合をいう。以下同じ。)を乗じて得た額との合算額(以下「平成十四年度の特例退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額」という。)が同法附則第十五条第三項に規定する施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額に施行日前特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額と同条第六項に規定する施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額に施行日以後特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額との合算額(以下この号において「超過額」という。)と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額を控除するものとし、平成十四年度の特例退職被保険者等に係る

第三十五条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為及び附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条ただし書に規定する規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十六条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一四年八月二日法律第一〇三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条及び附則第八条から

令への委任
十六条 附則第三条から前条までに規定するのほか、この法律の施行に伴い必要な経過直は、政令で定める。
附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇三号) 抄
行期日)

1

又は事業の実施により平成十六年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。)について適用し、平成十五年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十六年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担及び平成十六年度以降の年度に行われる第三条の規定による改正前の児童扶養手当法第二十一条の二の規定に基づく交付金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年五月二六日法律第五号）抄

第三条 平成十七年度における新国保法第七十条第一項の規定により国が市町村又は特別区（以下附則第五条までにおいて単に「市町村」という。）に対して負担する額については、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額の百分の三十六に相当する額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げる額の合算額とする。

一 新国保法第七十条第一項第一号に掲げる額から新国保法附則第十二項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を控除した額

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。
第二条 (経過措置)
この法律による改正後の規定は、平成十六年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担(平成十五年度以前の年次における事務

び高額療養費の支給に要する費用並びに平成十六年度以前の老人保健法の規定による医療費拠出金の納付に要する費用及び平成十六年度以前の介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用についての国庫負担金及び調整交付金については、なお前述の例による。

整前確定医療費拠出金相当額に満たないときには、その満たない額（以下この号において「不^{足額}」といふ。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額を加算するものとする。」とする。

(施行期日) **（六八号）抄**
第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。
附 則 (平成一六年三月三一日法律第二
一號) 抄

平成十七年度以後の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金の納付に要する費用についての国庫負担金及び調整交付金について適用し、平成十七年三月一日に行われた療養の給付並びにこの法律の施行の日前に支給された入院時食事療養費、特定療養費、療

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条から第六条まで及び第八条から第十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

並びにこの法律の施行の日以後に支給された入院時食事療養費、特定疗養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに平成十七年度以後の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療費支出金の納付を要する費用及び

九 一から八まで 略
附則第十条の規定 健康保険法等の一部を
改正する法律(平成十四年法律第二百二号)の
公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか
遅い日

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。
（施行期日）
第二条 第一条の規定による改正後の国民健康保険法（以下「新国保法」という。）の規定は、
（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十九条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一六年一二月一日法律第一
施行する。）
第一条（施行期日）この法律は、平成十七年四月一日から施

口 七十一条第一項第二号に規定する退職被保険者等加入割合をいう。(以下同じ。)を乗じて得た額をいう。(以下同じ。)の百分の三十六に相当する額

八 平成十五年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額が平成十五年度の退職被保險者等確定医療費拠出金相当額(老人保健法第五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額に退職被保険者等加入割合を乗じて得た額をいう。(以下同じ。)を超える場合 イに定める額からその超える額とその超える額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の四十に相当する額を控除した額

平成十五年度の概算医療費拠出金の額が満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の四十に相当する額を加算した額

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 口及びハに掲げる場合以外の場合 平成十七年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額（老人保健法第五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額に長歳皮保金等加入割合（新国保法第

る場合、イに定める額から、その超える額とその超える額に係る医療費拠出金調整金額（同法第五十四条第二項の規定の例により算定した額をいう。以下同じ。）との合計額の百分の四十に相当する額を控除した額

第五一五条第一項に規定する概算医療費拠出金をいう。以下同じ。の額の百分の三十六に相当する額

二、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額イ、ロ及びハに掲げる場合以外の場合十七年度の概算医療費拠出金（老人保健法平成

平成十八年度における平成十八年十月改正後国保法第七十条第三項の規定により国が平成十六年度につき国民健康保険法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村であつて平成十八年十月改正後国保法第七十条第三項に規定する市町村に該当するものに対して負担する額については、同項中「前二項」とあるのは、「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十五号。以下「一部改正法」という。）附則第四条第一項及び同条第二項において準用する附則第三条第二項」と、同条第四項中「前項」とあるのは、「一部改正法附則第四条第三項の規定により読み替えられた前項」と、同条第五項中「第三項第二号イ」とあるのは、「一部改正法附則第四条第三項の規定により読み替えられた第三項第二号イ」とする。

平成十八年度における新国保法第七十二条第二項の規定による調整交付金の総額について

ハ 平成十六年度の概算介護給付費納付金の額が平成十六年度の確定介護給付費納付金の額に満たない場合、イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る介護給付費納付金調整金額との合計額の百分の四十に相当する額を加算した額

前条第二項の規定は、一部負担金軽減市町村等に対する前項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第二項中「同項第一号」とあるのは、「次条第一項第一号」とす

四 加算した額 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合

ロ 十八年度の概算納付金（介護保険法第百五十二条に規定する概算納付金をいう。以下同じ。）の額の百分の三十四に相当する額

ハ 平成十六年度の概算介護給付費納付金の額が平成十六年度の確定介護給付費納付金の額を超える場合イに定める額から、その超える額とその超える額に係る介護給付費納付金調整金額との合計額の百分の四十四に相当する額を控除した額

險者等確定医療費拠出金相当額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の四一二百一十九

三 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十八年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額の百分の九に相当する額

ロ 平成十六年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額が平成十六年度の退職被保險者等確定医療費拠出金相当額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の十に相当する額を控除した額

ハ 平成十六年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額が平成十六年度の退職被保險者等確定医療費拠出金相当額に満たない

八 平成十六年度の概算医療費拠出金の額が
平成十六年度の確定医療費拠出金の額を超
える場合 イに定める額から、その超える
額とその超える額に係る医療費拠出金調整
金額との合計額の百分の十に相当する額を
控除了額

九 平成十六年度の概算医療費拠出金の額が
平成十六年度の確定医療費拠出金の額に満
たない場合 イに定める額に、その満たな
い額とその満たない額に係る医療費拠出金
調整金額との合計額の百分の十に相当する
額を加算した額

第一項第一号に掲げる額（第二項において準用する前条第二項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用して算定した額。次項において同じ。）の百分の九に相当する額

二 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十八年度の概算医療費拠出金の額の百分の九に相当する額

は、同項の規定にかかるらず、第一号に掲げる額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げる額の合算額の見込額の総額から、第五号に掲げる額の総額を控除し、その控除後の金額に第六号に掲げる額を加えて得た額から、平成十八年改正後国保法附則第十九項の規定により国が負担する費用の額から当該費用の額の三分の一以内の額を控除した額を控除した額として予算で定める額とする。

第五条 前条第一項の規定は、平成十九年度における平成十八年十月改正後国保法第七十条第一項の規定により国が市町村に対して負担する額について準用する。この場合において、前条第一項中「平成十八年度の」とあるのは「平成十九年度の」と、「平成十六年度」とあるのは「平成十七年度」と、「百分の四十」とあるのは「百分の三十六」と読み替えるものとする。
附則第三条第二項の規定は、一部負担金軽減市町村等に対する前項において準用する前条第

六 は相当する額
新国保法第七十一条の二の二第二項の規定による繰入金及び平成十八年改正後国保法附則第十二項の規定による繰入金の合算額の総額の四分の一に相当する額
平成十八年度における新国保法第七十二条の二第二項の規定による都道府県調整交付金の総額については、同項の規定にかかわらず、第一項第一号に掲げる額、平成十八年度の概算算定費拠出金の額から平成十八年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額を控除した額及び平成十八年度の概算納付金の額の合算額の見込額の額の四分の一に相当する額

額が平成十六年度の確定介護給付費納付金の額を超える場合、イに定める額から、その超える額とその超える額に係る介護給付費納付金調整金額との合計額の百分の十に相当する額を控除した額。

ハ 平成十六年度の概算介護給付費納付金の額が平成十六年度の確定介護給付費納付金の額に満たない場合、イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る介護給付費納付金調整金額との合計額の百分の十に相当する額を加算した額。

平成十六年度の基準超過費用額の百分の九

四 場合に定める額に、その満たない額とその満たない額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の十に相当する額を加算した額

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十八年度の概算納付金の額の百分の九に相当する額

ロ 平成十六年度の概算介護給付費納付金の額が平成十六年度の概算介護給付費納付金の額の三割三分の二を超過する場合

イ　ロ及びハに掲げる場合以外の場合　平成十九年度の概算医療費拠出金の額の百分の七に相当する額
ロ　平成十七年度の概算医療費拠出金の額を超える場合　イに定める額から、その超える額とその超える額との合計額の百分の五に相当する額を控除した額

の総額を控除した額とする。
一 平成十八年十月改正後国保法第七十七条第一項第一号に掲げる額から平成十八年改正後国保法附則第十二項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を控除した額（第二項において準用する附則第三条第二項の規定の適用がある場合にあっては、同項の規定を適用して算定した額）の百分の七に相当する額
二 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次

4 平成十九年度における新国保法第七十二条の二第二項の規定による都道府県調整交付金の総額については、同項の規定にかかるらず、第一号に掲げる額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げる額の合算額の見込額の総額から、第五号に掲げる額

3 一項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第三条第二項中「同項第一号」とあるのは、「附則第五条第一項において準用する次条第一項第一号」とする。

平成十九年度における平成十八年十月改正後国保法第七十条第三項の規定により国が平成十七年度につき国民健康保険法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村であつて平成十八年十月改正後国保法第七十条第三項に規定する市町村に該当するものに對して負担する額については、同項中「前二項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十五号。以下「一部改正法」という。）附則第五条第一項において準用する附則第四条第一項及び一部改正法附則第五条第二項において準用する附則第三条第二項」と、同条第四項中「前項」とあるのは「一部改正法附則第五条第三項の規定による読み替えられた第三項第二号イ」とする。

第五条第三項の規定により読み替えられた前項と、同条第五項中「第三項第二号イ」とあるのは「一部改正法附則第五条第三項の規定による読み替えられた第三項第二号イ」とする。

ハ 平成十七年度の概算医療費拠出金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額との合計額の百分の五に相当する額を加算した額

三 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ハに掲げる場合以外の場合 平成十九年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額の百分の七に相当する額

ロ 平成十七年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額が平成十七年度の退職被保険者等確定医療費拠出金相当額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の五に相当する額を控除した額

ハ 平成十七年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額が平成十七年度の退職被保険者等確定医療費拠出金相当額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額との合計額の百分の五に相当する額を加算した額

四 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ロ 平成十七年度の概算介護給付費納付金の額が平成十七年度の確定介護給付費納付金の額を超過する場合 イに定める額から、その超える額とその超える額との合計額の百分の五に相当する額を控除した額

ハ 平成十七年度の概算介護給付費納付金の額が平成十七年度の確定介護給付費納付金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額との合計額の百分の五に相当する額を加算した額

五 平成十七年度の基準超過費用額の百分の七に相当する額

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めること。

附 則 (平成一七年五月二五日法律第五〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一七年六月二九日法律第七七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二条、第三十九条及び第五十六条の規定 公布の日

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置) 第三十六条 前条の規定による改正後の国民健康保険法(次条において「新国保法」という。)第一百六条の二第一項第六号の規定(入居に係る部分に限る。)は、同号に掲げる介護専用型特定施設に入居することにより、施行日以後に当該介護専用型特定施設の所在する場所に住所を変更したと認められる国民健康保険の被保険者であつて、当該介護専用型特定施設に入居をした際、当該介護専用型特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるもの(以下この号において「継続入院等をしている二以上の病院等のそれぞれに入院等することによりそれが他の病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際他の市町村(現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるもの)当該他の市町村に当該介護専用型特定施設の所在する場所に住所を変更したと認められる国民健康保険の被保険者であつて、当該介護専用型特定施設に入居をした際、当該介護専用型特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。

第二条、第三十七条 この法律の施行前に旧介護保険法第七条第二十一項に規定する介護老人福祉施設(入所員が二十九人以下であるものに限る。)に入所することにより当該小規模介護老人福祉施設(以下この条において「小規模介護老人福祉施設」という。)に入所をすることにより当該小規模介護老人福祉施設が所在する場所に住所を変更したと認められる国民健康保険の被保険者であつて、当該小規模介護老人福祉施設が所在する場所に住所を有していたと認められるもの(以下この条において「特定住所変更」という。)を行つたと認められる国民健康保険の被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入院等の際他の市町村(現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるもの(以下この条において「特定期間」という。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十二条第一項に規定する郵便貯金銀行に係る特定日以前に規定する病院等とみなして、同条第三項の規定を適用する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

六条の二第一項に規定する入院等をいう。以下のこの条において同じ。)をしている国民健康保険の被保険者であつて、現に入所をしている小規模介護老人福祉施設(以下この条において「現入所施設」という。)に入所をする直前に入院等をしていた病院等(以下この項において「直前入院病院等」という。)及び現入所施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの(次項において「継続入院等被保険者」という。)については、この限りでない。

第五十六条 附則第三条から第二十七条まで、第三十六条及び第三十七条に定めるもののほか、この他の経過措置の政令(委任)

この法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

二 継続して入院等をしている二以上の病院等のそれぞれに入院等することによりそれが他の病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際他の市町村(現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるもの(以下この条において「特定住所変更」という。)を行つたと認められる国民健康保険の被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入院等の際他の市町村(現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるもの(以下この条において「特定期間」という。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十二条第一項に規定する郵便貯金銀行に係る特定日以前に規定する病院等とみなして、同条第三項の規定を適用する。

第五十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお從前の例によるること。

六条の二第一項に規定する入院等をいう。以下のこの条において同じ。)をしている国民健康保険の被保険者については、現入所施設及びその者が現入所施設に入所をする前に入院等をしていた施設に入所をしている間は、国民健康保険法第五条の規定にかかるわらず、当該他の市町村が施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるもの(以下この条において「特定住所変更」という。)を行つたと認められる国民健康保険の被保険者であつて、当該小規模介護老人福祉施設に入所をした際他の市町村(当該小規模介護老人福祉施設が所在する場所に住所を変更したと認められる国民健康保険の被保険者であつて、当該小規模介護老人福祉施設に入所をすることにより当該小規模介護老人福祉施設が所在する場所に住所を有していたと認められるもの(以下この条において「特定期間」という。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十二条第一項に規定する郵便貯金銀行に係る特定日以前に規定する病院等とみなして、同条第三項の規定を適用する。

附 則 (平成一七年一月七日法律第一二三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお從前の例によること。

(施行期日)
第一条

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四条、第四十四条、第一百一条、

第一百三条、第一百六十二条から第一百八十二条まで及

び第一百二十二条の規定

公布の日

二 第五条第一項（居宅介護、行動援護、児童

デイサービス、短期入所及び共同生活援助に

係る部分を除く）、第三項、第五項、第六

項、第九項から第十五項まで、第十七項及び

第十九項から第二十二項まで、第二章第一節

（サービス利用計画作成費、特定障害者特別

給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介

護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装

具費の支給に係る部分に限る）、第二十八条

第一項（第二号、第四号、第五号及び第八号

から第十号までに係る部分に限る）及び第

二項（第一号から第三号までに係る部分に限

る）、第三十二条、第三十四条、第三十五

条、第三十六条第四項（第三十七条第二項に

おいて準用する場合を含む）、第三十八条か

ら第四十条まで、第四十一条（指定障害者支

援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る

部分に限る）、第四十二条（指定障害者支援

施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係

る部分に限る）、第四十四条、第四十五条、

第四十六条第一項（指定相談支援事業者に係

る部分に限る）及び第二項、第四十七条、

第四十八条第三項及び第四项、第四十九条第

二項及び第三項並びに同条第四項から第七項

まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指

定障害者支援事業者に係る部分に限る）、第五

十条、第五十二条、第五十三条及び第五十四条の規定

平成十八年十月一日

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第四十八条第三項及び第四项、第四十九条第

二項及び第三項並びに同条第四項から第七項

まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指

定障害者支援事業者に係る部分に限る）、第五

十条、第五十二条、第五十三条及び第五十四条の規定

平成十九年四月一日

二条第三号に係る部分に限る。）及び第二項、

第九十五条第一項第二号（第九十二条第二号

に係る部分を除く。）及び第二項第二号、第

九十六条、第一百十条（サービス利用計画作成

費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者

特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養

介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に

限る。）、第一百一条及び第一百十二条（第四十

八条第一項の規定を同条第三項及び第四項に

おいて準用する場合に係る部分に限る。）並び

に第一百四条並びに第百十五条第一項及び

第二項（サービス利用計画作成費、特定障害者

特別給付費、特例特定障害者特別給付費、

療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及

び補装具費の支給に係る部分に限る。）並び

に附則第十八条から第二十三条规定で、第二十

六条、第三十条から第三十三条まで、第三十

五条、第三十九条から第四十三条まで、第四

十六条、第四十八条から第五十条まで、第五

十二条、第五十六条から第六十条まで、第六

十二条、第六十五条、第六十八条から第七十

三条まで、第七十二条から第七十七条まで、第

七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十

五条から第九十条まで、第九十二条、第九十

三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条

から第一百条まで、第一百五条、第一百八条、第百

十条、第一百十二条、第一百十三条及び第一百五

条の規定 平成十八年十月一日

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第四十八条第三項及び第四项、第四十九条第

二項及び第三項並びに同条第四項から第七項

まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指

定障害者支援事業者に係る部分に限る）、第五

十条、第五十二条、第五十三条及び第五十四条の規定

平成十九年十月一日

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第四十八条第三項及び第四项、第四十九条第

二項及び第三項並びに同条第四項から第七項

まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指

定障害者支援事業者に係る部分に限る）、第五

十条、第五十二条、第五十三条及び第五十四条の規定

平成十九年十月一日

則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に当該施設又は住居の所在する場所に住所を変更したと認められる国民健康保険の被保険者であつて、当該施設又は住居が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて適用する。

二 略

第一条 第二条 第十二条 第十八条及び第

五十二条から第十二条まで、第四十八条から第

五十二条まで、第五十四条、第五十六条、第

六十二条、第六十三条、第六十五条、第七十

一条、第七十二条、第七十四条及び第八十六

条の規定 平成十九年四月一日

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この法律は、平成十八年三月三一日法律第二

〇号 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施

行する。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第一条 前条の規定による改正後の国民健康保

険法第百六十二条の二第一項第六号の規定（入居

に係る部分に限る。）は、施行日以後に同号に

掲げる特定施設に入居することにより当該特

定施設の所在する場所に住所を変更したと認め

られる国民健康保険の被保険者であつて、当該

特定施設に入居をしたことにより当該特定施設

に入居をすることにより当該特定施設の所在する

市町村以外の市町村の区域内に住所を有して

いたと認められるものについて適用し、施行

日前に当該特定施設に入居をすることにより当

該特定施設の所在する場所に住所を変更したと

認められる者については、なお従前の例によ

る。

（検討）

第一条 政府は、この法律の施行後五年を目途と

して、この法律の施行の状況等を勘案し、この

法律により改正された医疗保险各法及び第七条

の規定による改正後の高齢者の医療の確保に

関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）

の規定に基づく規制の在り方について検討を加

え、必要があると認めるときは、その結果に基

づいて所要の措置を講ずるものとする。

二 略

第一条 第二条 第十二条 第十八条及び第

五十二条から第十二条まで、第五十四条、第五十六条、第

六十二条、第六十三条、第六十五条、第七十

一条、第七十二条、第七十四条及び第八十六

条の規定 平成二十年四月一日

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この法律は、平成一八年六月二日法律第五〇

号 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の

日から施行する。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この法律は、平成一八年六月二日から施

行する。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第一条 第二条 第十二条 第十八条及び第

五十二条から第十二条まで、第五十四条、第五十六条、第

六十二条、第六十三条、第六十五条、第七十

一条、第七十二条、第七十四条及び第八十六

条の規定 平成二四年四月一日

（検討）

第一条 政府は、この法律の施行後五年を目途と

して、この法律の施行の状況等を勘案し、この

法律により改正された医疗保险各法及び第七条

の規定による改正後の高齢者の医療の確保に

関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）

の規定に基づく規制の在り方について検討を加

え、必要があると認めるときは、その結果に基

づいて所要の措置を講ずるものとする。

二 略

第一条 この法律は、平成一八年六月二日から施

行する。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第一条 第二条 第十二条 第十八条及び第

五十二条から第十二条まで、第五十四条、第五十六条、第

六十二条、第六十三条、第六十五条、第七十

一条、第七十二条、第七十四条及び第八十六

条の規定 平成二四年四月一日

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この法律は、平成一八年六月二日から施

行する。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

民健康保険法（以下「平成二十年四月改正国保法」という。）附則第七条第一項に規定する退職被保険者等である者を除く。)について行われた診療・薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係る保険給付に要する費用の負担及びこれらの事務の執行に要する費用については、これらの方を平成二十年四月改正国保法附則第七条第一項の退職被保険者等とみなして、同条から平成二十年四月改正国保法附則第二十一条までの規定を適用する。

第四十二条 平成十八年度及び平成十九年度につき国民健康保険法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村について、平成二十一年四月改正国保法第七十条第三項の規定により平成二十年度及び平成二十一年度における基準超過費用額を算定する場合においては、同項の規定にかかわらず、第十三条の規定による改正前の国民健康保険法第七十条第三項の規定の例により算定する。

の規定により令和六年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付について、同日後も、なお従前の例による。

第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第百七条第一項の指定の申請であつて、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについては、当該処分については、なお従前の例による。

この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があつたときは、第二項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第一百三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(处分、手続等に関する経過措置)

第一百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年一二月二〇日法律第一〇六号)抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十五条の規定、附則第七十五条の規定、公布の日

二 附則第二十二条、二十四条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十条の規定、附則第四十四条中国民健康保険法第九条及び第一百九条の二の改正規定並びに附則第七十一条の規定 平成二十年十月一日
(処分、申請等に関する経過措置)

第七十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。(以下同じ。))の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長(以下「社会保険府長官等」という。)がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構(以下「厚生労働大臣等」という。)がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険府長官等に対してされていいる申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行その後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣

等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対するべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第七十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一一〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一 条 第六条、第十三条、第十六条及び第十九条並びに附則第二十三条、第二十五条、第二十七条及び第二十八条の規定 公布の日

(検討)

三 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 口及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の退職被保険者等概算調整対象基準額相当額（高齢者の医療の確保に関する法律第三十四条第一項第三号の概算調整金額に退職被保険者等所属割合（新国保法附則第七条第一項第二号に規定する退職被保険者等所属割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）の百分の三十二に相当する額

口 平成二十二年度の退職被保険者等概算調整対象基準額相当額が同年度の退職被保険者等確定調整対象基準額相当額（高齢者の医療の確保に関する法律第三十五条第一項第三号の確定調整対象基準額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る調整対象基準調整金額（新国保法附則第七条第三項に定める調整対象基準調整金額の算定期により算定した額をいう。以下同じ。）との合計額の百分の三十四に相当する額を控除了した額

ハ 平成二十二年度の退職被保険者等概算調整対象基準額相当額が同年度の退職被保険者等確定調整対象基準額相当額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額に係る調整対象基準調整金額との合計額の百分の三十四に相当する額を加算した額

ジ 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 口及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算後期高齢者支援金（高齢者の医療の確保に関する法律第百十九条第一項の概算後期高齢者支援金をいう。以下同じ。）の額の百分の三十二に相当する額

ロ 平成二十二年度の概算後期高齢者支援金（高齢者の医療の確保に関する法律第百十九条第一項の額が同年度の確定後期高齢者支援金（高齢者の医療の確保に関する法律第百十九条第一項の概算後期高齢者支援金をいう。以下同じ。）の額の百分の三十二に相当する額に相当する額を加算した額

第一項の確定後期高齢者支援金をいう。以下同じ。)の額を超える場合、イに定める額から、その超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額(同条第二項の規定の例により算定した額をいう。以下同じ。)との合計額の百分の三十四に相当する額を控除した額

ハ 平成二十二年度の概算後期高齢者支援金の額が同年度の確定後期高齢者支援金の額に満たない場合、イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の三十四に相当する額を加算した額

口 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 口及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の退職被保険者等概算後期高齢者支援金相当額(概算後期高齢者支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。)の百分の三十二に相当する額

ロ 平成二十二年度の退職被保険者等概算後期高齢者支援金相当額が同年度の退職被保険者等確定後期高齢者支援金相当額(確定後期高齢者支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。)をを超える場合、イに定める額から、その超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の三十四に相当する額を控除した額

ハ 平成二十二年度の退職被保険者等概算後期高齢者支援金相当額が同年度の退職被保険者等確定後期高齢者支援金相当額に満たない場合、イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の三十四に相当する額を控除した額

七 六 病床転換支援金(高齢者の医療の確保に関する法律附則第七条第一項に規定する病床転換支援金をいう。以下同じ。)の額から、当該額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額の百分の三十二に相当する額

七 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算納付金(介護保険法第百五十五条第一項の概算納付金をいう。以下同じ。)の額の百分の三十二に相当する額

八 平成二十一年度の概算納付金の額が同年度の確定納付金（介護保険法第百五十五条第一項の規定による）に相当する場合、イに定める額から、その額を超える額を控除した額（同条第二項の規定の例により算定した額をいう。以下同じ。）との合計額の百分の三十四に相当する額を控除した額

ハ 平成二十二年度の概算納付金の額が同年度の確定納付金の額に満たない場合、イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る調整金額との合計額の百分の三十四に相当する額を加算した額

八 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算前期高齢者交付金（高齢者の医療の確保に関する法律第三十三条第一項の概算前期高齢者交付金をいう。以下同じ。）の額の百分の三十二に相当する額

ロ 平成二十二年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金（高齢者の医療の確保に関する法律第三十三条第一項の確定前期高齢者交付金をいう。以下同じ。）との合計額の百分の三十四に相当する額を控除した額

ハ 平成二十四年度の概算前期高齢者交付金に満たない場合、イに定める額から、その超える額とその満たない額に係る前高齢者交付調整金額（同条第二項の規定の例により算定した額をいう。以下同じ。）との合計額の百分の三十四に相当する額を加算した額

八 条第一項の規定により一部負担金の割合を減じている市町村をいう。（以下同じ。）に対する前項の規定の適用については、同項第一号に掲げる額は、当該一部負担金の割合の軽減又は一部負担金に相当する額の全部又は一部を負担することとしている市町村が講ぜられないものとして、政令の定めるところにより算定した同号に掲げる額に相当する額とする。

3 平成二十四年度における新国保法第七十二条の第二項の規定による都道府県調整交付金の総額については、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額、第四号に掲げる額から第五号に掲げる額を控除した額、第六号に掲げる額及び第七号に掲げる額の合算額から第八号に掲げる額を控除した額の見込額の総額から、平成二十二年度の基準超過費用額（医療費控除制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十五号）附則第四条第一項）の規定によりなされた同法第一条の規定による改正前の国民健康保険法第七十条第三項に規定する基準超過費用額をいう。）の百分之九に相当する額の総額を控除した額とする。

一 第一項第一号に掲げる額（前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用して算定した額）の百分の九に相当する額

二 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算前期高齢者納付金の額の百分之九に相当する額

ロ 平成二十四年度の概算前期高齢者納付金の額が同年度の確定前期高齢者納付金の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額の百分の七に相当する額を控除した額

ハ 平成二十四年度の概算前期高齢者納付金の額が同年度の確定前期高齢者納付金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額の百分の七に相当する額を加算した額

三 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の退職被保険者等概算調整対象基準額相当額の百分之九に相当する額

ロ 平成二十四年度の退職被保険者等概算調整対象基準額相当額が同年度の退職被保険者等確定調整対象基準額を超える場合、その超える額とその超える額に係る調整対象基準調整金額とそ

は、同条第三項第二号の規定にかかわらず、それぞれ同号の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同法附則第六に相当する額との合計額とする。
二十二条の三第一項の規定の適用がないものとして前条の規定による改正前の国民健康保険法（以下この項において「改正前国保法」という。）附則第二十二条の三第一項の規定により読み替えられた改正前国保法附則第二十二条第三項第二号の規定を適用するとしたならば同号の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

平成二十八年度における国民健康保険法附則第二十二条の三第二項の規定により読み替えられた同法附則第二十二条第五項に規定する高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額は、国民健康保険法附則第二十二条第五項の規定にかかるわらず、平成二十九年改正前高齢者医療確保法附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額の十二分の六に相当する額との合計額とする。
(その他の経過措置の政令への委任)

第七十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
第一次並びに附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第一百六十条の規定 公布の日
(その他の経過措置の政令への委任)
第二百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年一月二六日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二十五年五月三一日法律第二号) 抄

は、同条第三項第二号の規定にかかわらず、それぞれ同号の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同法附則第六に相当する額との合計額とする。
二十二条の三第一項の規定の適用がないものとして前条の規定による改正前の国民健康保険法（以下この項において「改正前国保法」という。）附則第二十二条の三第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

平成二十八年度における国民健康保険法附則第二十二条の三第二項の規定により読み替えられた同法附則第二十二条第五項に規定する高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額は、国民健康保険法附則第二十二条第五項の規定にかかるわらず、平成二十九年改正前高齢者医療確保法附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額の十二分の六に相当する額との合計額とする。
(その他の経過措置の政令への委任)

第七十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
第一次並びに附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第一百六十条の規定 公布の日
(その他の経過措置の政令への委任)
第二百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年一月二六日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めし、次から施行する。
第一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第一項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条第二十九条、第三十三条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定並びに第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定並びに第六条 第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合には、なお従前の例による。）
第二 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十七条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十八条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（（同条第十四項）を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十五年五月三一日法律第二号) 抄

は、同条第三項第二号の規定にかかわらず、それぞれ同号の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同法附則第六に相当する額との合計額とする。

二十二条の三第一項の規定の適用がないものとして前条の規定による改正前の国民健康保険法（以下この項において「改正前国保法」という。）附則第二十二条の三第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

平成二十八年度における国民健康保険法附則第二十二条の三第二項の規定により読み替えられた同法附則第二十二条第五項に規定する高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額は、国民健康保険法附則第二十二条第五項の規定にかかるわらず、平成二十九年改正前高齢者医療確保法附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額の十二分の六に相当する額との合計額とする。
(その他の経過措置の政令への委任)

第七十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。（経過措置の原則）

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合には、なお従前の例による。）
第二 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十七条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十八条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（（同条第十四項）を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第六十条の二第一項第六号の改正規定（同法第八条第二十四項）を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）及び同法附則第五条の二第三項の改正規定（「居宅介護サービス費」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法第十条の四第一項第二号の改正規定（「規定する通所介護」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）及び同法第二十条の八第四項の改正規定（「小規模多機能型居宅介護」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、同法第八条第五条第一項第五号の改正規定（同法第八条第二十四項）を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第二条及び第十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十条の規定並びに附則第二十条（第一項ただし書を除く。）第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第四号ロの改正規定（居宅サービス」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）並びに同法附則第五十二条中登録免許税法（昭和四十年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定、平成二十八年四月一日までの間に政令で定める日（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後必要に応じ、地域における病床の機能の分化及び連携の推進の状況等を勘案し、更なる病床の機能の分化及び連携の推進の方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政府は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、介護関係業務に係る労働力への需要が増大していることに鑑み、この法律の公布後一年を目途として、介護関係業務に係る労働力

の確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、前三項に定める事項のはか、この法律の公布後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（国民健康保険法の一一部改正に伴う経過措置）

第三十三条 第十五条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の国民健康保険法（以下「新国保法」という。）第二百三十条の二の規定は、第三号施行日以後に同条の規定は、第三号施行日以後に同条の納期が到来する保険料について適用し、第三号施行日前に当該納期に相当する期限が到来した保険料については、なお従前の例による。

第三十四条 新国保法第二百十六条の二第一項第六号の規定（入居に係る部分に限る。）は、第三号施行日以後に同号に掲げる特定施設に該当する施設に入居することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる国民健康保険の被保険者であつて、当該施設に入居をした際、当該施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて適用し、第三号施行日前に当該施設に入居することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者については、なお従前の例による。

第三十五条 新国保法附則第十六条において準用する第十八条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「新高齢者医療確保法」という。）附則第十三条の五の六の規定は、第十五条の規定による改正前の国民健康保険法附則第十六条において準用する法律（以下「新高齢者医療確保法」という。）附則第十三条の五の六の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基準並びに第十五条第二項の改正規定、第七条中船員保険法第七十七条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基準第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定（公布の日）

二 第二条、第五条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第七条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条、第十二条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第十四条の規定並びに附則第六条、第十七条、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第三十三条から第十四条まで、第四十七条から第五十一条まで、第五十六条、第五十七条、第十九条、第二十二条、第五十八条及び第六十四条の規定（平成二十八年四月一日）

三 第三条、第六条及び第十条の規定並びに附則第三条、第四条、第二十条、第二十七条及び第二十八条の規定（平成二十八年四月一日）

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において「第三号施行日」の前と後を区別して記す。）の適用に係る労働力への需要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、介護関係業務に係る労働力への需要が増大していることに鑑み、この法律の公布後一年を目途として、介護関係業務に係る労働力

の確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（国民健康保険法の一一部改正に伴う経過措置）

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二七年五月二九日法律第三一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第二百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の同法第二百五十三条第一項の改正規定、第七条中船員保険法第七十七条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基準並びに第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定（公布の日）

二 第二条、第五条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第七条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条、第十二条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第十四条の規定並びに附則第六条、第十七条、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第三十三条から第十四条まで、第四十七条から第五十一条まで、第五十六条、第五十七条、第十九条、第二十二条、第五十八条及び第六十四条の規定（平成二十八年四月一日）

三 第三条、第六条及び第十条の規定並びに附則第三条、第六条及び第十条の規定並びに附則第三条、第四条、第二十条、第二十七条及び第二十八条の規定（平成二十八年四月一日）

（罰則の適用に関する経過措置）

第六十条 第六十三条及び第六十六条の規定（平成二十九年四月一日）

て同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二七年五月二九日法律第三一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の同法第二百五十三条第一項の改正規定、第七条中船員保険法第七十七条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基準並びに第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条からの規定（公布の日）

二 第二条、第五条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第七条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条、第十二条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第十四条の規定並びに附則第六条、第十七条、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第三十三条から第十四条まで、第四十七条から第五十一条まで、第五十六条、第五十七条、第十九条、第二十二条、第五十八条及び第六十四条の規定（平成二十八年四月一日）

三 第三条、第六条及び第十条の規定並びに附則第三条、第六条及び第十条の規定並びに附則第三条、第四条、第二十条、第二十七条及び第二十八条の規定（平成二十八年四月一日）

（罰則の適用に関する経過措置）

第六十条 第六十三条及び第六十六条の規定（平成二十九年四月一日）

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後において、持続可能な医療保険制度を構築する観点から、医療に要する費用の適正化、医療保険の保険給付の範囲及び加入者等の負担能力に応じた医療に要する費用の負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後において、国民健康保険事業の運営の状況を検証つつ、こらの取組の一層の推進を図るとともに、国民健康保険の持続可能な運営を確保する観点から、当該取組の推進の状況も踏まえ、都道府県及び市町村の役割分担の在り方も含め、国民健康保険全般について、医療保険制度間における公公平に留意しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（国民健康保険法の一一部改正に伴う経過措置）

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第三条の規定による改正前の国民健康保険法（以下「第三号改正前国保法」という。）附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合は、第十条の規定による改訂後高齢者の医療の確保に関する法律（以下「第三号改正後高確法」という。）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいふ。）に係る概算療養給付費等拠出金及び確定療養給付費等拠出金については、なお従前の例によることとする。

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後において、持続可能な医療保険制度を構築する観点から、医療に要する費用の適正化、医療保険の保険給付の範囲及び加入者等の負担能力に応じた医療に要する費用の負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の公布後において、国民健康保険事業の運営の状況を検証つつ、こらの取組の一層の推進を図るとともに、国民健康保険の持続可能な運営を確保する観点から、当該取組の推進の状況も踏まえ、都道府県及び市町村の役割分担の在り方も含め、国民健康保険全般について、医療保険制度間における公公平に留意しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（国民健康保険法の一一部改正に伴う経過措置）

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第三条の規定による改正前の国民健康保険法（以下「第三号改正前国保法」という。）附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合は、第十条の規定による改訂後高齢者の医療の確保に関する法律（以下「第三号改正後高確法」という。）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいふ。）に係る概算療養給付費等拠出金及び確定療養給付費等拠出金については、なお従前の例によることとする。

養給付費等拠出金については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の際に第四条の規定による改正前の国民健康保険法（以下「平成三十年改正前国保法」という。）第十一條第一項の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）に置かれている国民健康保険運営協議会は、第四条の規定による改正後の国民健康保険法（以下「平成三十年改正後国保法」という。）第十一条第二項の規定により置かれた市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会とみなす。

第六条 都道府県は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、平成三十年改正後国保法第八十一条の二第一項の規定の例により、財政安定化基金を設けることができる。

第七条 都道府県は、前項の規定により財政安定化基金を設けた場合には、施行日の前日までの間は、平成三十年改正後国保法第八十一条の二第二項各号に掲げる事業に必要な費用に充てることが可能なものとする。

第八条 都道府県は、施行日の前日までに、平成三十年改正後国保法第八十二条の二（第八項を除く。）の規定の例により、同条第一項に規定する都道府県国民健康保険運営方針を定めるものとする。

第九条 都道府県は、施行日の前日までに、平成三十年改正後国保法第八十二条の三の規定により、平成三十年度の同条第三項に規定する標準保険料率を算定するものとする。

第十条 この法律の施行の際に平成三十年改正前国保法（これに基づく命令を含む。）の規定により、都道府県又は市町村に対してされている申請、届出その他の行為は、施行日以後における平成三十年改正後国保法（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の適用について、は、平成三十年改正後国保法の相当規定

により都道府県又は市町村に対してされた申

請、届出その他の行為とみなす。

第十一条 平成三十年改正後国保法の規定は、施行日以後に行われた療養について適用し、施行日前に行われた療養については、なお従前の例による。

第十二条 平成三十年改正後国保法第七十六条の規定は、平成三十年度以後の年度分の国民健康保険の保険料について適用し、平成二十九年度以前の年度分の当該保険料については、なお従前の例による。

第十三条 この法律の施行の際に平成三十年改正前国保法第七十六条、第一百六十二条の二第一項若しくは第二項又は附則第五条の二第一項若しくは第二項の規定の適用を受けている者については、平成三十年改正後国保法第七十六条の二第一項若しくは第二項又は附則第五条の二第二項若しくは第二項の規定の適用を受けている者とみなす。

第十四条 平成二十九年度以前の各年度の退職被保険者等所属市町村（平成三十年改正前国保法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所

属市町村をいう。）に係る療養給付費等交付金

については、なお従前の例による。

第十五条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

第十六条 この法律は、平成二十九年四月二六日法律第二号（平成二九年四月二六日法律第二号）抄

第十七条 この法律は、平成三十年六月二日法律第四五号（平成二九年六月二日法律第四五号）抄

第十八条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一百三十三条の二、第一百三十三条の三及び第一百三十三条の四の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

第十九条 この法律は、平成三十年六月二日法律第五二号（平成二九年六月二日法律第五二号）抄

第二十条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十一条 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第

四十九条までの規定（公布の日

の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。（その他の経過措置の政令への委任）

第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 则 （令和元年五月二二日法律第九号）抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 第三条中高齢者の医療の確保に関する法律第一百六十条の二の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第六条中社会保険診療報酬支払基金法の題名の次に目次を付する改正規定及び同法第十六条第二項の改正規定並びに第八条中国民健康保険法第八十八条第一項及び第二項並びに第百十一条の二の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法第百十一条の二第一項の改正規定並びに附則第三条第六条及び第十六条の規定（公布の日

の施行期日）

第三条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一百三十三条の二、第一百三十三条の三及び第一百三十三条の四の規定（公布の日

の施行期日）

第四条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一百三十三条の二、第一百三十三条の三及び第一百三十三条の四の規定（公布の日

の施行期日）

第五条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一百三十三条の二、第一百三十三条の三及び第一百三十三条の四の規定（公布の日

の施行期日）

第六条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一百三十三条の二、第一百三十三条の三及び第一百三十三条の四の規定（公布の日

の施行期日）

第七条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第八条 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第

四十九条までの規定（公布の日

の施行期日）

第九条 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を定め、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十条 この附則に規定するもの（この附則の適用に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。）

第十六条 この附則に規定するもの（この附則の適用に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。）

第十七条 この附則に規定するもの（この附則の適用に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。）

第十八条 この附則に規定するもの（この附則の適用に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。）

第十九条 この附則に規定するもの（この附則の適用に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。）

第二十条 この附則に規定するもの（この附則の適用に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。）

第二十一条 この附則に規定するもの（この附則の適用に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。）

第二十二条 この附則に規定するもの（この附則の適用に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。）

第二十三条 この附則に規定するもの（この附則の適用に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。）

表第二から別表第五までの改正規定、附則二十三条中租税等の実施に伴う所得稅法、法人稅法及び地方稅法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の三第一項の改正規定（第七百三条の四十一項第一号）を「第七百三条の四第十一項第一号」に改める部分に限る。）並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定 公布の日

二 揭げる改正規定並びに同条中国民健康保険法第七十二条の五第一項、第八十二条、第八十六条及び第一百四十四条の改正規定を除く。）及び第七十七条の規定並びに附則第九条、第十七条及び第十九条の規定並びに附則第二十三条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）令和四年四月一日

三 及び 四 略

五 第六条中国民健康保険法第八十二条の二の改正規定 令和六年四月一日

六 第一条中健康保険法第二百五条の四第二項及び第二百五十五条の五の改正規定、第二条中船員保險法第二百五十三条の十第一項及び第一百五十三条の十一の改正規定、第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第六十五条の二第二項及び第二百六十五条の三の改正規定、第六条中中国民健康保険法第二百五十三条の三第二項及び第二百五十三条の四の改正規定、第八条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）並びに第十九条及び第十条の規定並びに附則第十一条中私立学校教職員共済法第四十七条の三第二項及び第四十七条の四の改正規定、附則第十三条中国国家公務員共済組合法第二百五十四条の二第二項及び第二百五十四条の三の改正規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法第二百五十四条の三第三十二項及び第二百五十四条の三第十四条の改正規定並びに附則第二十二条、第二十四条及び第三十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定めること

（検討）

2 政府は、この法律の施行後五年を自途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 都道府県は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日の前日までに、第六条の規定による改正後の国民健康保険法第八十二条の二（第九項を除く。）の規定の例により、国民健康保険法第八十二条の二第一項に規定する都道府県国民健康保険運営方針を定めるものとする。（政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和四年六月二二日法律第七六一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。（处分等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により從前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により從前の国の機関に対してされている申請、届出

3 この法律の施行前に旧法令の規定により從前の國の機關に対し申請、届出その他の手続を行つたものについては、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相當の國の機關に対し申請、届出その他の行為とみなす。

この法律の施行前に旧法令の規定により從前の國の機關に対し申請、届出その他の手續を行つたものについては、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、これを行つなければならない事項で、この法律の施行の日前に從前の國の機關に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相當の國の機關に対してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

一 略

附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和四年法律第七十六号)

附 則 (令和四年一二月九日法律第九六号) 抄

(施行期日)

第一 条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第四条中地、域保健法第六条の改正規定、第五条の規定、第八条中医療法第六条の規定、第七条、第七条の二、第二十七条の二及び第三十条の四第十項の改正規定、第九条及び第十二条の規定並びに第十七条中高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十二条から第十九条までの規定、附則第十九条の規定（第一号イの改正規定並びに次条第一項から第三項まで、附則第三条、第四条、第八条から第十二条まで、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。））、附則第二十四条の規定、附則第三十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の四の項、別表第三の五の五の項、別表第四の三の項及び別表第五第六号の三の改正規定並びに附則第三十六条から第三十八条まで及び第四十二条の規定 公布の日

（検討）

正前国保法附則第十五条第一項の規定に基づき行う通知及び特定健保組合（健康保険法附則第三条第一項に規定する特定健康保険組合をいう。）が第四条改正前国保法附則第二十二条の規定に基づき行う通知については、第四条改正前国保法附則第六条から第二十一条までの規定（これらの規定に基づく命令を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関する必要な技術的説明を替えその他これららの規定に関し必要な事項は、政令で定める。

4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条改正前国保法附則第十条第一項の規定により支払基金が令和六年度における拠出金（同項に規定する拠出金をいう。）を徴収する間、第一条の規定による改正前の健康保険法附則第四条の三の規定、第二条の規定（附則第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の船員保険法附則第七条の規定、第六条の規定（附則第一条第一号、第四号及び第六号に掲げる改正規定を除く。第六項において「同じ。」による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（次項及び第六項において「旧高確法」という。）附則第十三条第二項の規定、附則第十九条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員共済組合法附則第十七条の三の規定、附則第二十一条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の私立学校教職員共済法附則第二十五項の規定、附則第二十二条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法附則第四十条の三の二の規定及び附則第二十二条の規定による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十三条の二第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関する必要な技術的説明を替えその他これららの規定に関し必要な事項は、政令で定める。

5 令和七年四月一日において現に第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条改正前国保法附則第十九条において準用する旧高確法第百四十三条の規定の適用を受ける退職者医療関係業務に係る特別の会計に所属する権利及び義務については、政令で定めるところにより、同日において高齢者の医療の確保に関する法律第百三十九条第一項第一号に掲げる業務に係る特別の会計に帰属するものとする。

令和七年度において、第六条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「新高確法」という。）第三十九条の規定により令和五年度の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者をいう。附則第九条において同じ。）に係る確定前期高齢者納付金の額を算定する場合について、は、旧高確法附則第三十三条第二項の規定は、なほその効力を有する。この場合において、同項中「及び国民健康保険法」とあるのは、「及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）第四条の規定による改正前の国民健康保険法」とする。
（政令への委任）

第十八条 附則第三条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和五年六月九日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第二項の改正規定及び同法第九条第二項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第十七条 第十九条及び第二十条の規定の日

二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定（同項中「記載され、」の下に「第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る。）同法第十六条の二の改正規定、同法第十七条の二の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第三十八条の八第一項の改正規定及び同法第四十四条の改正規定並びに第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条から第二十五条まで及び第二十七条の規定

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)
内において政令で定める日
第十五条 保険者（健康保険法第四条に規定する保険者をいう。）は、第五条の規定による改正後の同法第五十一条の三第一項前段に規定する場合において、必要があると認めるときは、当分の間、同項の規定にかかるわらず、職権で、被保険者に對し、同項後段の厚生労働省令で定めるところにより、同項の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を同項に規定する電磁的方法により提供することができる。
第二項 前項の規定は、第六条の規定による改正後の船員保険法第二十八条の二第一項、第八条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第六項、第九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第五十三条の二第一項、第十条の規定による改正後の国民健康保険法第九条第二項（同法第二十二条において準用する場合を含む。）、第十一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第五十五条の二第一項又は第十二条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第三項の規定による書面の交付及び電磁的方法による提供について準用する。この場合において、必要な技術的の読替えは、政令で定める。
（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）
第十六条 第十条の規定の施行の際現に市町村（特別区を含む。次条において同じ。）又は国民健康保険組合から被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者が、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）以後に保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。附則第十八条において同じ。）から療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者（同法第八十九条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。附則第十八条において同じ。）から指定訪問看護（同法第八十九条第一項に規定する指定訪問看護をいう。）を受ける場合における当該被保険者証又は被保険者資格証明書については、第十条の規定による改正前の国民健康保険法（これに基づく命令を含む。）の規定により定められた当該被保険者証又は被保険者資格証明書の有効期間が経過するまでの間

(当該有効期間の末日が第二号施行日から起算して一年を経過する日の翌日以後であるときは、第二号施行日から起算して一年間とする。)は、なお従前の例による。

第十七条 市町村は、第十条の規定による改正後の国民健康保険法（これに基づく命令を含む。）の施行のために必要な条例の制定又は改正その他行為については、第二号施行日前においても行うことができる。
(政令への委任)

第二十条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和六年六月一二日法律第四七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定（施行日から起算して五年を経過する日）を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日
二から四まで 略

五 次に掲げる規定 令和八年四月一日

イ 略

(罰則に関する経過措置)

第四十五条 この法律（附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
(子ども・子育て支援納付金の導入に当たつての経過措置及び留意事項)

第四十七条 政府は、この法律の施行にあわせて、令和五年十二月二十二日に閣議において決

定されたことでも未来戦略（次項において「こと）も未采戦略」という。」に基づき、社会保障負担率（一會計年度における国民経済計算の体系成する国民経済計算の体系をいう。以下この項において同じ。）における社会保障負担の額その他内閣総理大臣が定める額を合算した額を国民経済計算の体系における国民所得の額で除して得られる数値をいう。以下この項において同じ。）の上昇の抑制に向けて、全世代型社会保障制度改革（同日の閣議において決定された全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（以下この項及び第三項第一号において「改革工程」という。）の「医療・介護制度等の改革」の「加速化プラン」の実施が完了する二千二十八年度までに実施について検討する取組」に記載されたところにより検討した結果に基づいて行う取組をいう。以下この条において同じ。）の徹底を図るものとし、子ども・子育て支援納付金（施行日新支援法第七十一条の三第一項に規定する子ども・子育て支援納付金をいう。以下この条において同じ。）の導入に当たっては、次項各号に掲げる各年度において、子ども・子育て支援納付金（当該年度の支援納付金公費負担額に相当する部分を除いた部分に限る。）を徴収することにより当該年度の社会保険負担率の上昇に与える影響の程度が、令和五年度から当該各年度まで全世代型社会保障制度改革等（改革工程の「医療・介護制度等の改革」のうち「来年度（二千二十四年度）に実施する取組」に記載された取組その他の令和五年度及び令和六年度に実施された社会保障制度に関する施策の見直し並びに全世代型社会保障制度改革をいう。次項及び第五項において同じ。）及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組を実施することにより社会保障負担率の低下に与える影響の程度を超えないものとする。

政府は、前項の規定の趣旨及び受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図る観点を踏まえ、加速化プラン実施策（こども未来戦略に「加速化プラン」において実施する具体的な施策」として記載された施策をいう。以下この項及び次条において同じ。）を実施するため必要となる費用については、全世代型社会保障制度を通じた国及び地方公共団体の歳出の抑制その他の歳出の見直し、消費税法（昭和六十三年法律第二百八号）第一条第二項の規定

により少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとされている消費税の収入、施行日新支援法第六十九条第一項に規定する拠出金の収入、加速化プラン実施策に係る社会保険料の収入並びに施行日新支援法第七十一条の三第一項に規定する支援納付金公費負担額に相当する額において「支援納付金対象費用」という。）に係る財源により賄うものとし、次の各号に掲げる各年度における子ども・子育て支援納付金（当該年度の支援納付金公費負担額に相当する部分を除いた部分に限る。）の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を目安とするものとする。

一 令和八年度 二 令和九年度 三 令和十年度	おおむね六千億円 おおむね八千億円 おおむね一兆円
-------------------------------	---------------------------------

政府は、第一項の全世代型社会保障制度改革を推進するに当たっては、次に掲げる事項を基本とするものとする。

一 改革工程において令和十年度までに実施の検討を行うこととされている取組について、は、当該年度までの各年度の予算編成過程において実施すべき施策の検討及び決定を行なう。改めて令和十年度までに実施の検討を行なうこととされるべき事項を基づいて、これを次の世代に引き継ぐことを旨として、着実に進めること。

二 前号の予算編成過程における検討に当たっては、社会保障サービスの生産性の向上、質的向上及び提供体制の効率化、能力に応じて、心できる社会保障制度を構築することを旨とする。改めて令和十年度までに実施の検討を行なうこと。

三 前項の規定の趣旨を踏まえ、国及び地方公共団体の歳出の継続的な抑制に資するものとなるようすること

第一項及び第二項の「支援納付金公費負担額」とは、次の各号に掲げる額の総額をいう。

一 第二条の規定による改正後の健康保険法（附則第四十九条において「新健康保険法」という。）第一百五十四条第二項の規定による国庫補助の額（子ども・子育て支援納付金に要する費用に係る部分に限る。）による改正規定に限る。）による改正後の国家公
--

務員共済組合法第九十九条第二項第三号に掲げる費用のうち、同号に定める国の負担金をもつて充てる部分の額

三 第八条の規定による改正後の国民健康保険法（以下この号において「新国民健康保険法」という。）第七十条第一項の規定による國庫負担金、新国民健康保険法第七十二条第一項の規定による調整交付金及び新国民健康保険法第七十二条の二第一項の規定による織入金の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分に限る。）並びに新国民健康保険法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第二項、第七十二条の三の三第一項及び第七十二条の四第一項の規定による織入金並びに新国民健康保険法第七十三条第一項の規定による補助の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分として政令で定める部分に限る。）

四 第十一条の規定（附則第一条第五号トに掲げる改正規定に限る。）による改正後の地方公務員等共済組合法第百十三条第二項第二号の二に掲げる費用のうち、同号に定める地方公共団体の負担金をもつて充てる部分の額（高齢者の医療の確保に関する法律第九十九条第一項及び第二項の規定による織入金の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分として政令で定める部分に限る。）

五 政府は、全世代型社会保障制度改革等及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組の実施状況その他の事情を勘案し、第一項及び第二項の規定の趣旨に照らして必要があると認める場合は、支援納付金対象費用に係る施策の費用負担の在り方その他の事項について、必要な見直しを行うものとする。

（検討）

第四十八条 政府は、この法律の施行後五年を途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。